

第3期

秋田県地域福祉支援計画

ともに支え合い ともに創る 地域共生社会の実現

秋 田 県

令和6年3月

「地域共生社会」の実現を目指して

我が国ではこれまで、人と人がつながり、支え合い、助け合い、住民同士が密接な人間関係を有しながら地域を支えてきましたが、急速に進む少子高齢化や人口減少により、現在、地域社会は大きな転換期を迎えております。



これまでの「地域での支え合い」の機能が弱まり、孤立する世帯や、ダブルケア・8050問題・ヤングケアラーなど、複雑化・複合化する課題を抱えた世帯が増加し、従来の社会保障制度では補いきれないケースが増えてきております。また、大規模災害時における高齢者や障害者等の要配慮者への福祉的支援など、新たな課題も顕在化しております。

このため、令和3年に施行された改正社会福祉法では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」が求められているところです。

こうしたことから、県は、秋田県地域福祉支援計画を策定し、「ともに支え合い ともに創る 地域共生社会の実現」を基本理念に掲げ、その実現を目指してまいります。

地域共生社会の実現のためには、行政はもとより、県民の皆様、社会福祉協議会、NPO・ボランティア、社会福祉法人、民間団体の皆様など、誰もが役割を持ち、ともに支え合いながら連携・協働していくことが必要です。また、その支え合いは、行政など他者からの強制ではなく、県民の皆様からの自発的な取組が不可欠となっております。この点につきまして、是非とも、御理解と御協力をお願いします。

結びに、計画の策定に当たり御尽力いただいた秋田県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた皆様、市町村、福祉関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

秋田県知事 佐竹 敬久

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
Ⅰ 計画策定の趣旨	1
Ⅱ 地域福祉の動向	3
Ⅲ 計画の位置づけと役割	4
Ⅳ 計画期間	5
Ⅴ 計画の進行管理	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	5
Ⅰ 人口減少と高齢化の進行	6
Ⅱ 核家族化とひとり暮らし世帯の増加	8
Ⅲ 支援が必要な人の状況	9
Ⅳ 地域福祉を支える人材等の状況	16
Ⅴ 市町村の取組状況	21
第3章 秋田県地域福祉支援計画（第2期）の進捗状況	23
計画の数値目標に係る評価	23
第4章 計画の基本的な考え方	24
Ⅰ 基本理念	24
Ⅱ 施策の基本的方向性	24
Ⅲ 地域福祉を推進する主体	25
第5章 支援施策の展開	27
Ⅰ 地域福祉を推進する体制づくり	27
1 市町村の地域福祉計画策定への支援等	27
2 包括的な支援体制の構築に向けた支援	28
Ⅱ とともに支え合う地域づくり	31
1 地域住民の参加による地域福祉の推進	31
2 誰もが安心して暮らせる社会づくりの支援	33
3 災害時における要配慮者等への支援	40
Ⅲ 地域福祉を支える人づくり	42
1 福祉に対する理解と参加の促進	42
2 福祉人材の確保・育成・定着	44
Ⅳ 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり	48
1 生活困窮者自立支援の推進	48
2 権利擁護の推進	49
3 福祉サービスの質の向上	51
第6章 秋田県地域福祉支援計画（第3期）の目標指標	52
計画の数値目標と進捗管理	52
【参考資料】	
●社会福祉法（抜粋）	55
●用語説明	60
●秋田県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会委員名簿	70

第1章 計画の策定に当たって

I 計画策定の趣旨

○本県では、平成17年4月に「秋田県地域福祉支援計画（第1期）」、平成30年度から令和5年度（2018～2023年度）を計画期間とする「秋田県地域福祉支援計画（第2期）」を策定し、市町村の地域福祉推進の取組を支援してきました。

○しかし、近年、人口減少や少子高齢化の進行、核家族化とひとり暮らし世帯の増加、ひきこもりや他者との関わりを拒絶している者の増加などにより、地域住民が抱える課題は、さらに複雑化・複合化しています。

○また、人口減少により、多くの地域で地域福祉を支える人材等の減少や、介護・福祉分野における人材不足という問題が深刻化しています。

○さらに、新型コロナウイルス感染症は、休業等による収入の減少や失業等による生活困窮者の増加、福祉施設でのクラスターの発生、医療従事者等に対する差別、外出自粛による社会的孤立等、大きな影響を与えました。

○こうした中で、国においては、「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法が改正され、社会福祉法第6条では、地域福祉の推進に向け、地域住民だけでなく、国及び地方公共団体においても、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図ることを促進するための施策その他の地域福祉の推進のための措置を講じなければならないとされ、地域福祉の推進に当たっての行政の責務が明記されるとともに地域の力と公的な支援体制により地域福祉を推進していくことが求められています。

○本県においても、誰もが住み慣れた地域で、一人ひとりが役割を持って、安心して暮らしていくための地域づくりを実現する、地域共生社会の実現に向けて、取組を着実に実施していくことを目的とし、「第3期秋田県地域福祉支援計画」を策定します。

【参考】社会福祉法第108条第1項 抜粋

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

II 地域福祉の動向

1 地域共生社会の実現に向けた取組

平成27年4月に現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者への支援を強化する生活困窮者自立支援制度が開始され、さらに、平成28年には地域を含むあらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指した「ニッポン一億総活躍プラン」の下、厚生労働省において「我が事・丸ごと」の理念を掲げる地域共生社会の実現に向けた検討が行われ、その改革の一環として、社会福祉法が改正され、市町村における包括的な支援体制の整備などが盛り込まれました。

2 社会福祉法の改正

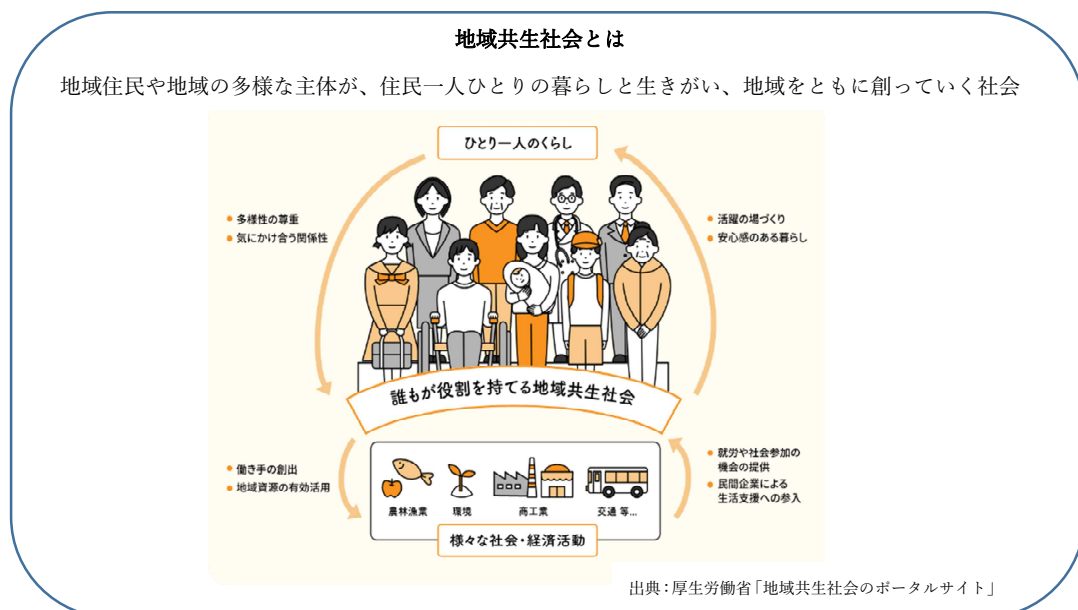
○平成30年4月施行

地域共生社会の実現に向け、地域福祉推進の理念や、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨、規定されました。また、市町村及び都道府県はそれぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を記載すると位置付けられました。

○令和3年4月施行

市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める旨、規定されました。また、地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備、住民の身近な圏域で様々な地域生活課題へ応じる体制づくり、支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくりについて、包括的な支援体制の整備として実施が求められました。

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等が規定されました。



Ⅲ 計画の位置づけと役割

1 社会福祉法の規定に基づく計画

社会福祉法第108条にの規定に基づき、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画です。

2 市町村の地域福祉計画の推進を支援する計画

市町村地域福祉計画の策定促進などを図る市町村支援のガイドラインとなるもので、社会福祉法を踏まえた市町村への支援の方向性等を定めた計画です。

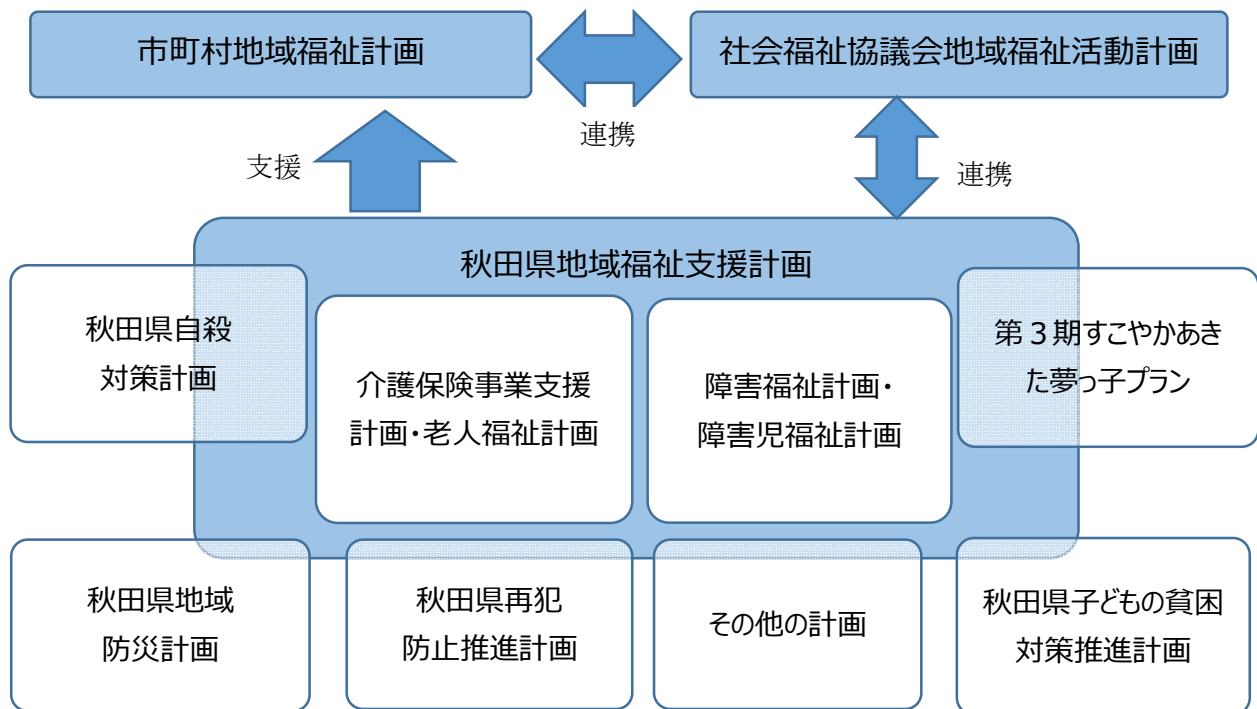
3 県の地域福祉推進に向けた方向性を示す計画

地域共生社会の実現に向けて、市町村による各地域の実情に合わせた地域福祉推進の取組を促進するため、今後目指していく県全体の地域福祉の姿や施策の方向性等を示す計画です。

4 福祉に関する各種計画を包含する計画

老人福祉計画・介護保険事業支援計画、障害者計画・障害福祉計画などの各種計画を包含する計画です。また、県社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と整合性を図り、一体的に県の地域福祉を推進するための計画です。

なお、各分野の具体的施策については、それぞれ個別の計画において整理し、推進していくことを基本とします。



IV 計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

V 計画の進行管理

○計画に基づいて、各市町村の地域福祉の推進状況を確認しながら、関係団体等と連携を図り、着実な地域福祉の推進を図ります。

○県の施策の展開については、毎年度実施状況や目標の達成状況を確認するほか、秋田県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会において検証を行うなど、PDCAサイクルの考え方に基づいて実施します。

○計画の内容や進行管理の状況については、県のウェブサイト等で公表し、県民意見の把握に努めます。

○専門分科会や関係団体等の意見を聴きながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

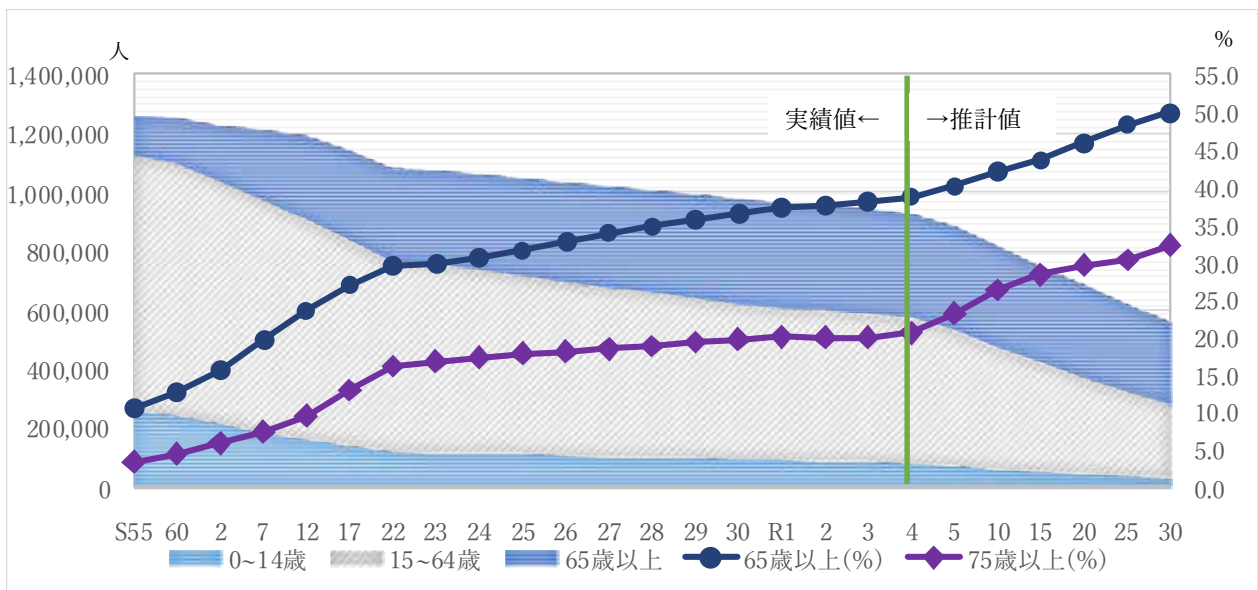
I 人口減少と高齢化の進行

1 人口構成及び高齢化率の推移

秋田県の人口は、平成29年3月には100万人を割り込み、今後も減少を続けて行くと推計されています。

人口構造については、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加し、令和5（2025）年には高齢化率が40%を超え、令和20（2040）年には45%を超えると推計されています。

【図1】秋田県の年齢別人口及び高齢化率の推移

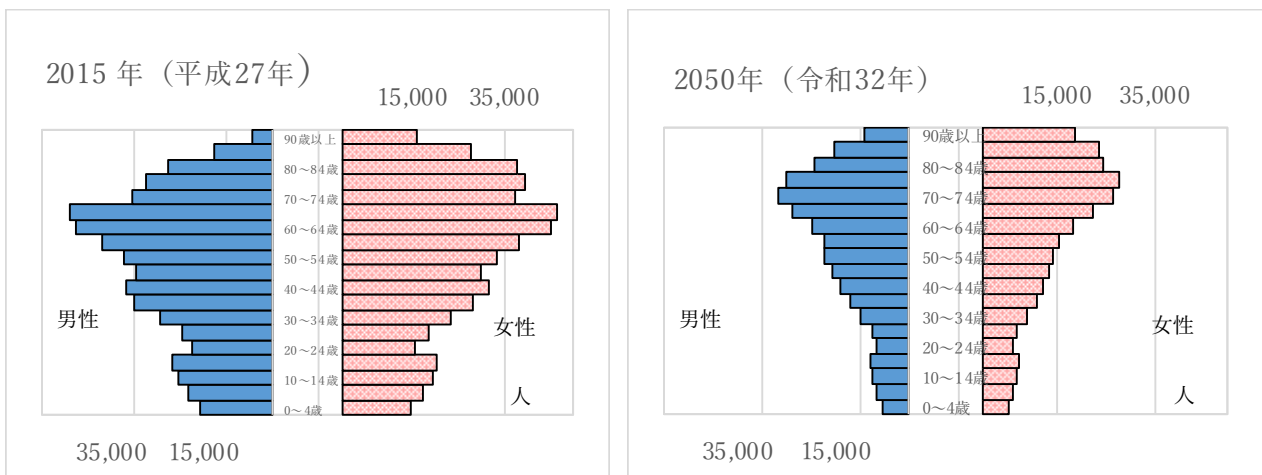


出典：県調査統計課「県年齢別人口流動調査結果」、総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年3月）」

2 人口ピラミッド

【図2】秋田県の人口ピラミッド

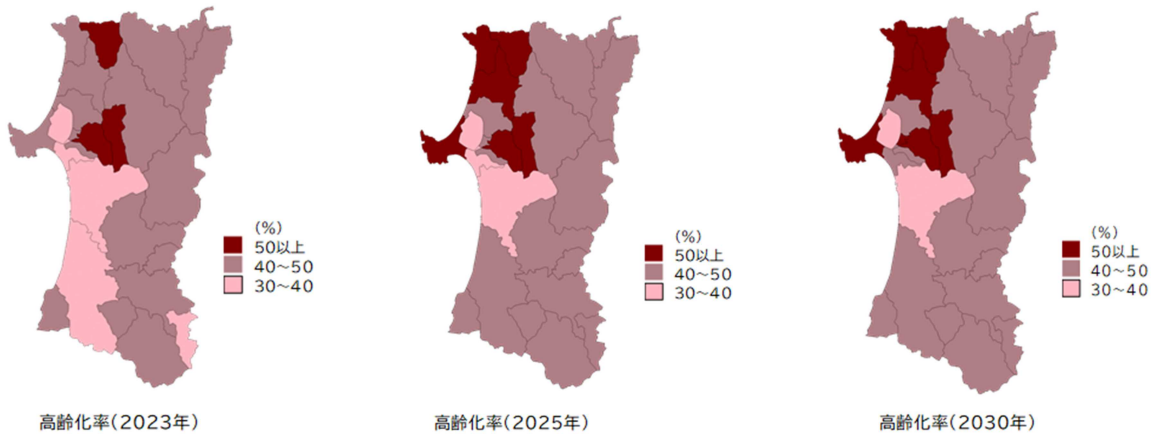


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年3月）」

3 市町村の人口及び高齢化率の推移

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、県内全ての市町村で人口減少が続く一方、高齢化率は2025（令和7）年には秋田市など3市村を除いた市町村が40%を超え、2030（令和12年）には7市町村が50%台に達すると推計されています。

【図3】市町村の高齢化率の推移



【表1】市町村の人口・高齢化の推計

	2023年(R5)		2025年(R7)		2030年(R12)		2035年(R17)		2040年(R22)		2045年(R27)	
	人口	高齢化率	人口	高齢化率	人口	高齢化率	人口	高齢化率	人口	高齢化率	人口	高齢化率
県計	913,514	39.0%	888,063	40.1%	818,711	42.0%	751,571	43.5%	686,200	45.9%	622,049	48.3%
秋田市	300,096	33.0%	295,501	33.9%	281,852	35.7%	267,486	37.5%	252,336	40.3%	236,543	42.6%
能代市	46,967	42.7%	44,748	44.3%	40,253	46.3%	36,121	48.4%	32,200	51.2%	28,481	54.3%
横手市	80,647	41.0%	78,878	42.1%	72,129	43.7%	65,769	44.9%	59,708	46.8%	53,706	49.2%
大館市	65,665	40.2%	63,908	41.1%	58,675	42.7%	53,661	43.7%	48,851	46.0%	44,182	48.3%
男鹿市	22,971	49.9%	21,867	51.5%	18,976	54.6%	16,281	57.0%	13,776	59.7%	11,478	63.5%
湯沢市	39,298	42.9%	37,552	44.9%	33,505	48.0%	29,725	50.5%	26,164	53.8%	22,771	56.9%
鹿角市	27,007	42.8%	25,808	44.1%	23,101	46.5%	20,603	47.8%	18,305	50.0%	16,193	53.1%
由利本荘市	71,421	39.0%	69,070	40.1%	63,391	41.9%	57,902	43.1%	52,614	45.5%	47,405	47.9%
潟上市	31,068	36.4%	30,054	37.9%	28,096	40.3%	26,001	42.6%	23,786	45.6%	21,536	48.9%
大仙市	73,637	40.2%	71,758	41.1%	65,863	43.0%	60,254	44.1%	54,810	46.0%	49,442	48.5%
北秋田市	27,917	46.4%	27,068	47.4%	24,024	49.8%	21,201	51.0%	18,592	52.8%	16,171	55.2%
にかほ市	22,068	40.9%	21,444	41.8%	19,453	44.2%	17,509	46.6%	15,689	49.1%	13,927	51.9%
仙北市	22,780	45.3%	21,621	46.5%	19,236	49.3%	17,026	50.5%	14,970	53.2%	13,013	56.0%
小坂町	4,455	46.0%	4,212	47.1%	3,694	49.9%	3,221	52.8%	2,790	55.5%	2,411	57.3%
上小阿仁村	1,840	54.7%	1,762	55.4%	1,515	58.2%	1,299	61.5%	1,101	63.1%	922	65.1%
藤里町	2,630	50.4%	2,489	51.9%	2,141	53.8%	1,826	56.7%	1,541	59.8%	1,286	62.5%
三種町	14,022	48.6%	13,386	50.8%	11,768	54.4%	10,244	57.0%	8,824	59.7%	7,499	62.4%
八峰町	6,026	49.3%	5,824	50.1%	5,152	53.1%	4,523	55.2%	3,917	58.1%	3,352	59.8%
五城目町	7,804	50.1%	7,580	50.3%	6,660	52.6%	5,769	54.4%	4,958	56.5%	4,230	59.3%
八郎潟町	5,241	46.8%	5,025	48.2%	4,474	50.3%	3,956	52.5%	3,463	55.5%	2,992	58.3%
井川町	4,285	45.1%	4,108	46.4%	3,674	49.6%	3,270	52.1%	2,884	55.9%	2,501	60.2%
大潟村	2,863	32.5%	2,794	33.1%	2,555	35.7%	2,327	39.4%	2,128	43.7%	1,944	45.9%
美郷町	17,431	42.0%	16,598	43.8%	15,027	46.4%	13,521	47.9%	12,077	49.7%	10,679	52.6%
羽後町	12,854	42.3%	12,484	44.0%	11,226	47.3%	10,027	48.9%	8,884	50.9%	7,767	53.2%
東成瀬村	2,563	38.8%	2,524	40.6%	2,271	44.5%	2,049	47.0%	1,832	51.4%	1,618	55.7%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）」

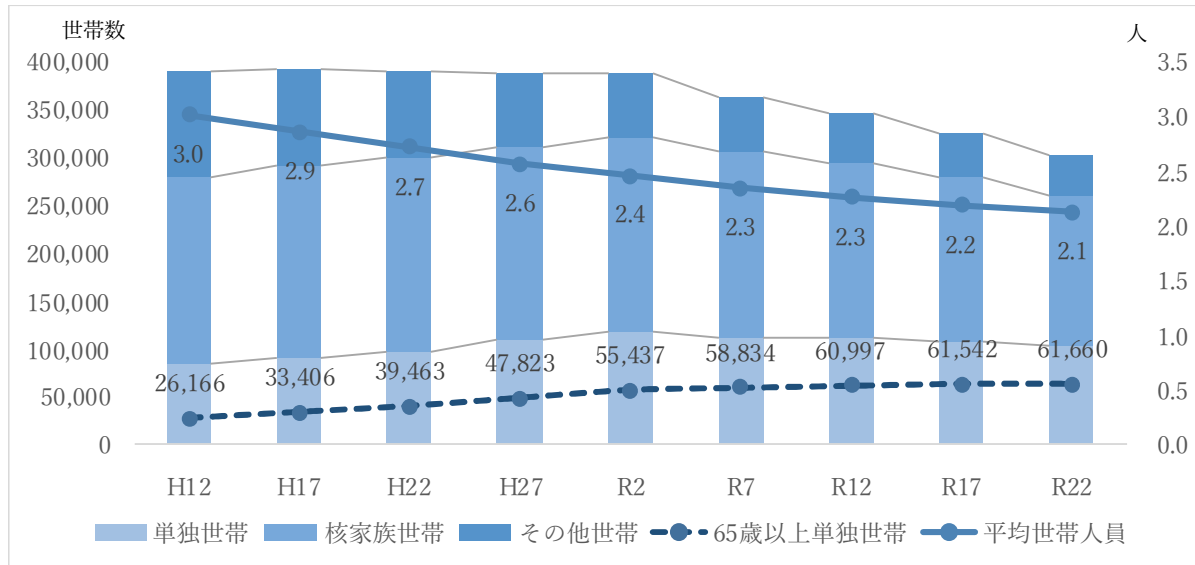
2023年は、県調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査報告書」

Ⅱ 核家族化とひとり暮らし世帯の増加

1 世帯数の推移

総世帯数は平成17年をピークに減少に転じており、また平均世帯人員は一貫して減少しています。65歳以上単身世帯数は、増加しており、2040年（令和22年）には、総世帯数の20%に達すると推計されております。

【図4】秋田県の世帯数及び平均世帯人員の推移



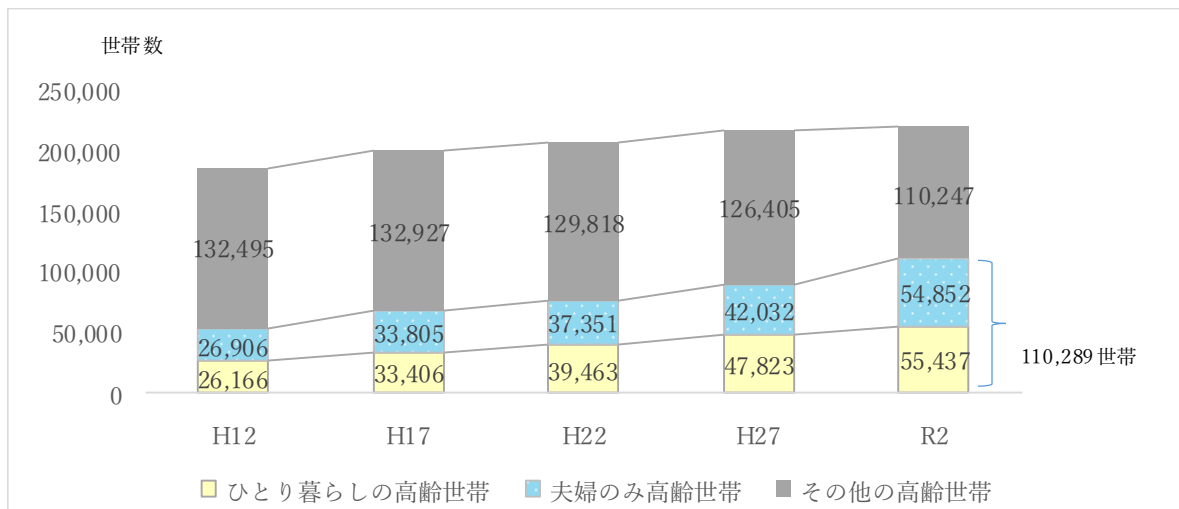
出典：総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯別将来推計人口（平成30年3月）」

2 65歳以上の世帯の構成

65歳以上の高齢者がいる世帯数は年々増加しており、平成27年の総世帯数の55.8%を占めています。また、65歳以上のひとり暮らし世帯及び夫婦のみ世帯も増加しており、令和2年には合わせて110,289世帯と、総世帯数の28.8%を占めています。

【図5】秋田県における65歳以上世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

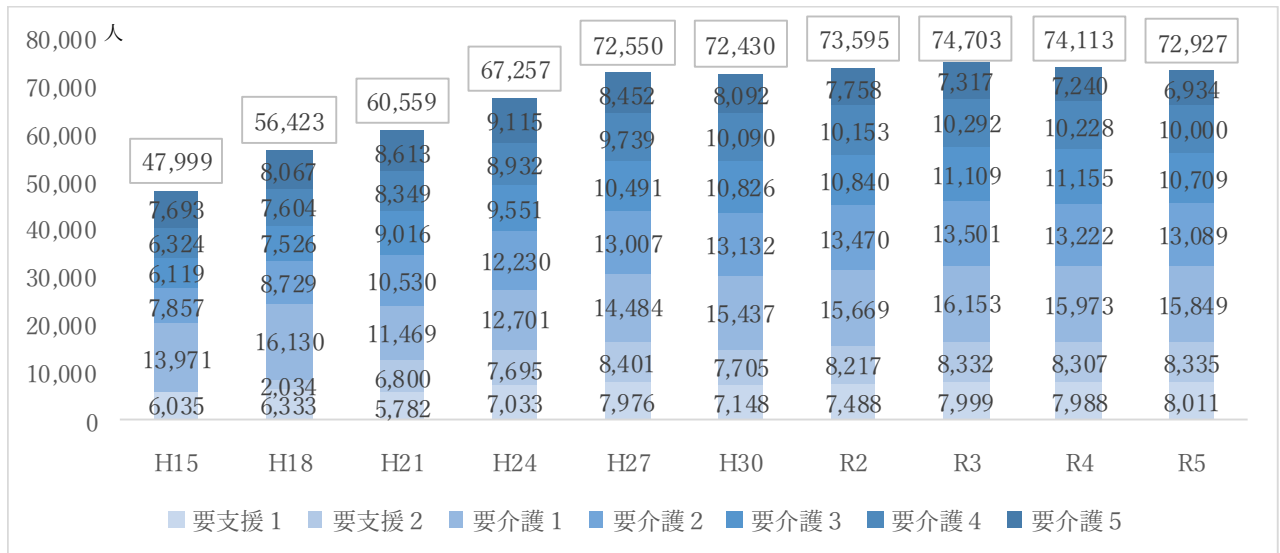
Ⅲ 支援が必要な人の状況

1 要支援・要介護認定者の推移

要支援認定者は平成27年から減少傾向にあります。要介護認定者は高齢化の進行や介護保険制度の普及・定着などにより年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

令和4年4月における介護度別内訳では、介護度の高い要介護3から5までの認定者が約40%を占めています。

【図6】秋田県の要支援・要介護認定者の推移等

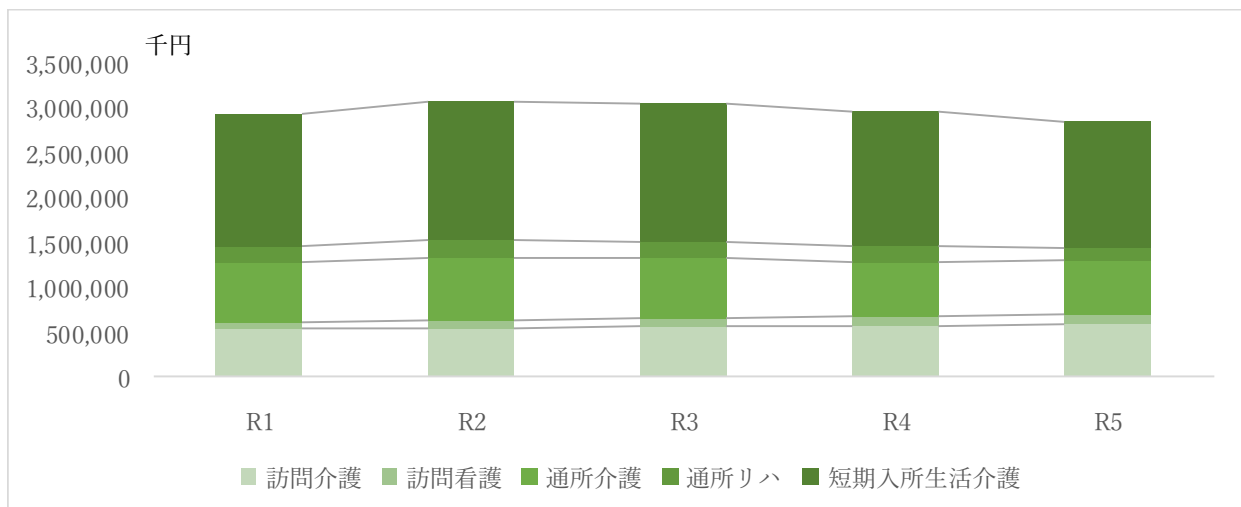


出典：県長寿社会課調べ「介護保険事業状況報告（各年4月現在）」

2 在宅サービスの介護給付費の推移

増加し続けていた在宅サービスの利用は近年横ばいの傾向にあり、通所介護と短期入所生活介護の利用が約75%を占めています。

【図7】秋田県における在宅サービスの介護給付費の推移

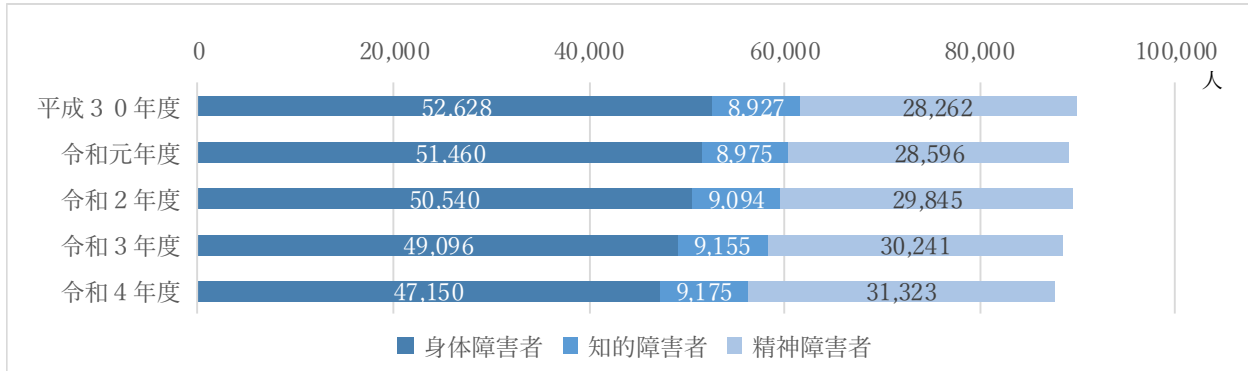


出典：県長寿社会課調べ「介護保険事業状況報告（各年4月現在）」

3 障害者数の推移

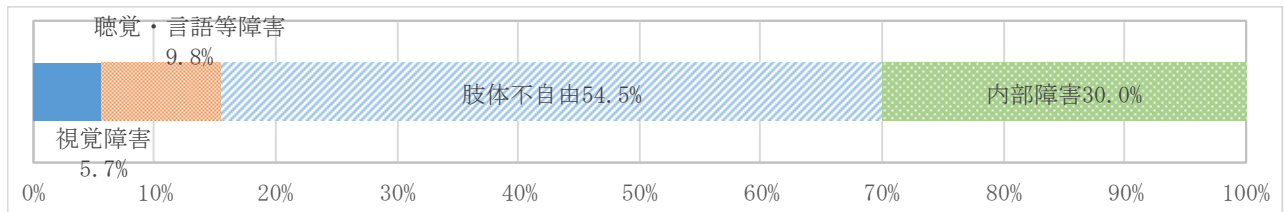
身体障害者は、近年減少していますが、60歳以上の割合が若干増加傾向にあり、障害別では、肢体不自由が60%近くを占めています。また、知的障害児者及び精神障害者は年々増加しています。

【図8】秋田県における障害者数（障害児を含む）



出典：県障害福祉課「県身体障害者基礎調査」「県知的障害児(者)現況調査」「県保健所実績報告」

【図9】身体障害者の障害別の割合（令和4年度）（障害児を含む）

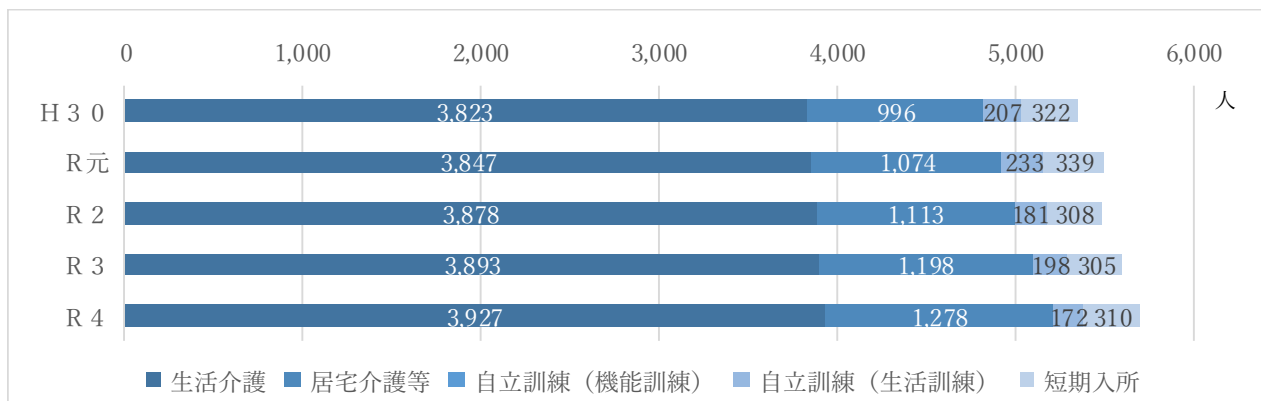


出典：「県身体障害者基礎調査」

4 障害者の在宅生活支援サービスの利用状況の推移

在宅生活支援サービスを利用している障害者は年々増加しています。5年前と比較し、利用人数の増加率が最も高いサービスは居宅介護等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）となっています。

【図10】秋田県における障害者の在宅生活支援サービスの利用状況の推移

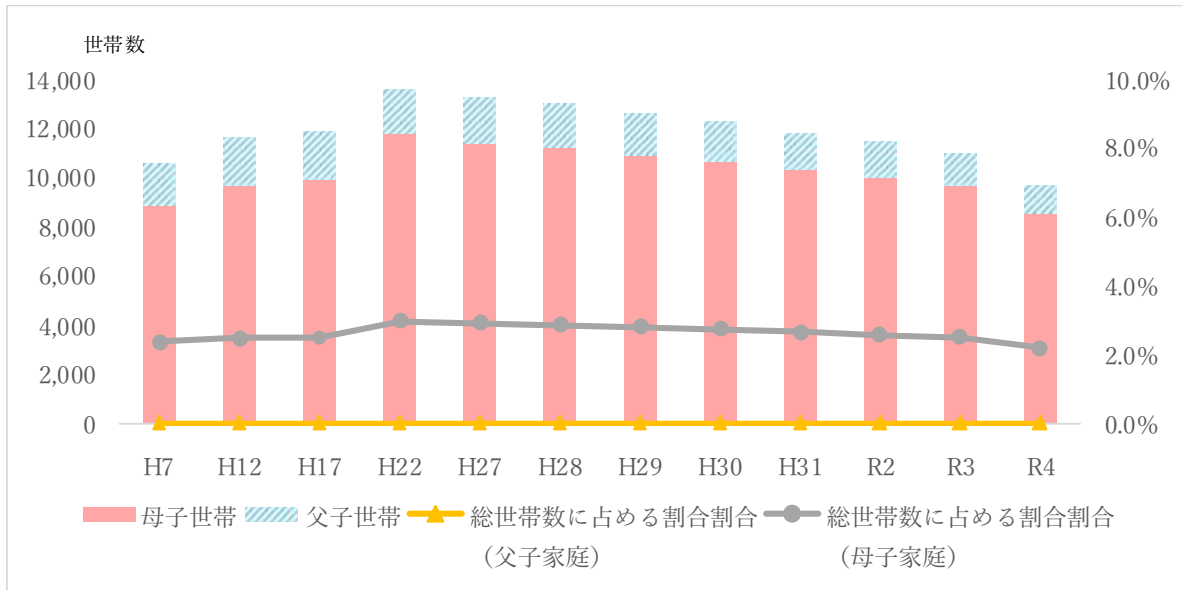


出典：県障害福祉課

5 ひとり親家庭の推移

総世帯数の減少に伴い、ひとり親家庭も平成24年以降は減少傾向にあります。総世帯数に占める割合は母子世帯が3.0%、父子家庭が0.5%と、ここ数年間は横ばいで推移しています。

【図11】秋田県におけるひとり親の世帯数等の推移

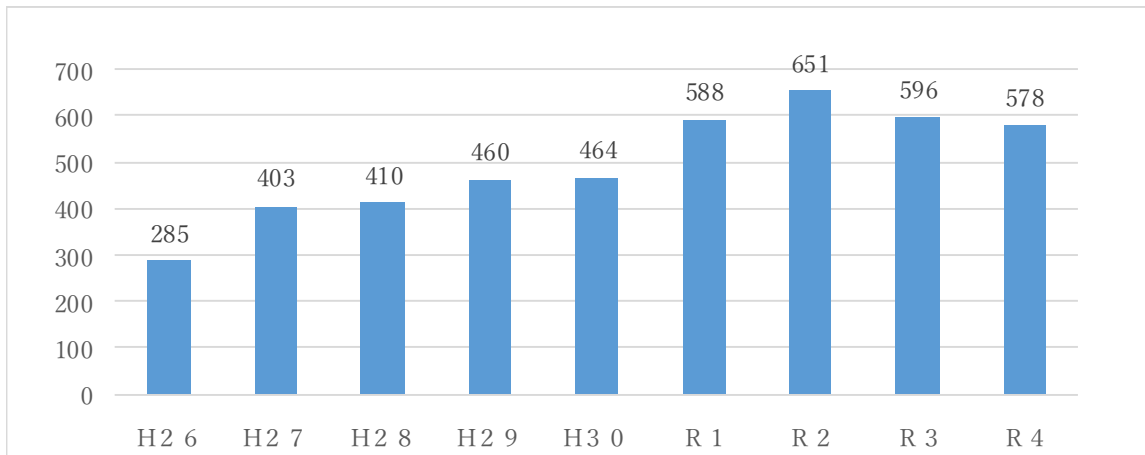


出典：県地域・家庭福祉課「母子・父子世帯実態調査」

6 児童虐待対応件数の推移

核家族化や地域の連帯意識の低下等といった社会環境の変化に加え、虐待に対する認識の浸透等により、心理的虐待を中心に対応件数は年々増加しており、令和4年度は平成26年度の2倍を超えています。

【図12】秋田県における児童虐待対応件数の推移



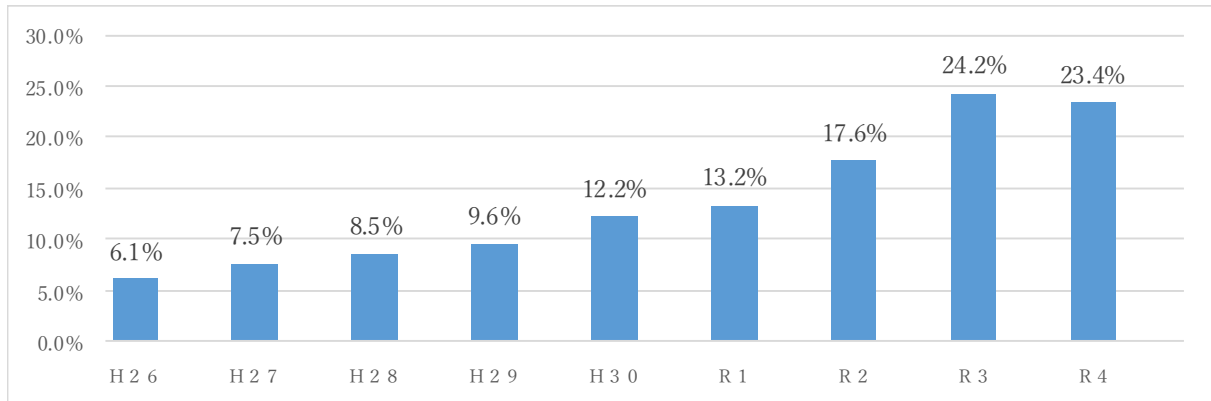
出典：県地域・家庭福祉課調べ

7 里親等委託率の推移

里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、実の親に代わって養育することを希望する者で、県が実施する研修を修了し、知事が適当と認めて里親名簿に登録された者をいいます。

里親委託率は、平成26年度の6.1%から、各種取組を強化した結果、年々増加し、令和4年度は、約4倍となっております。

【図13】秋田県における里親委託率の推移



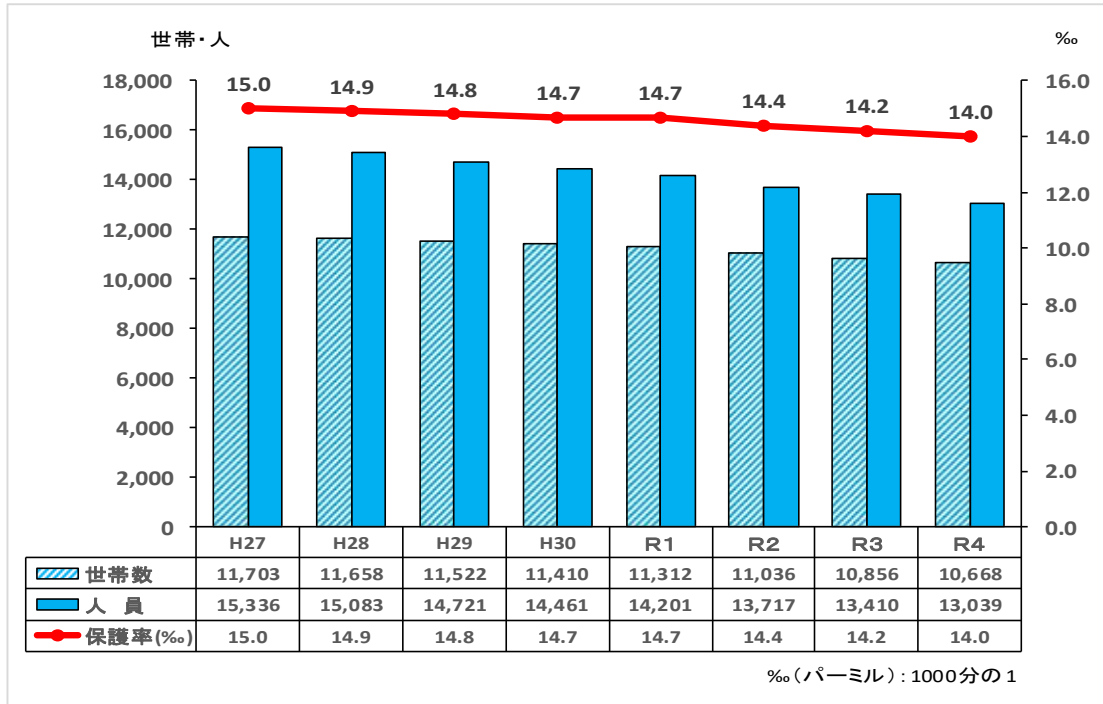
出典：県地域・家庭福祉課調べ

8 生活保護の受給状況

人口の減少に伴い、被保護人員は、減少傾向にあります。人口に占める割合を示す保護率に大きな変動はありません。

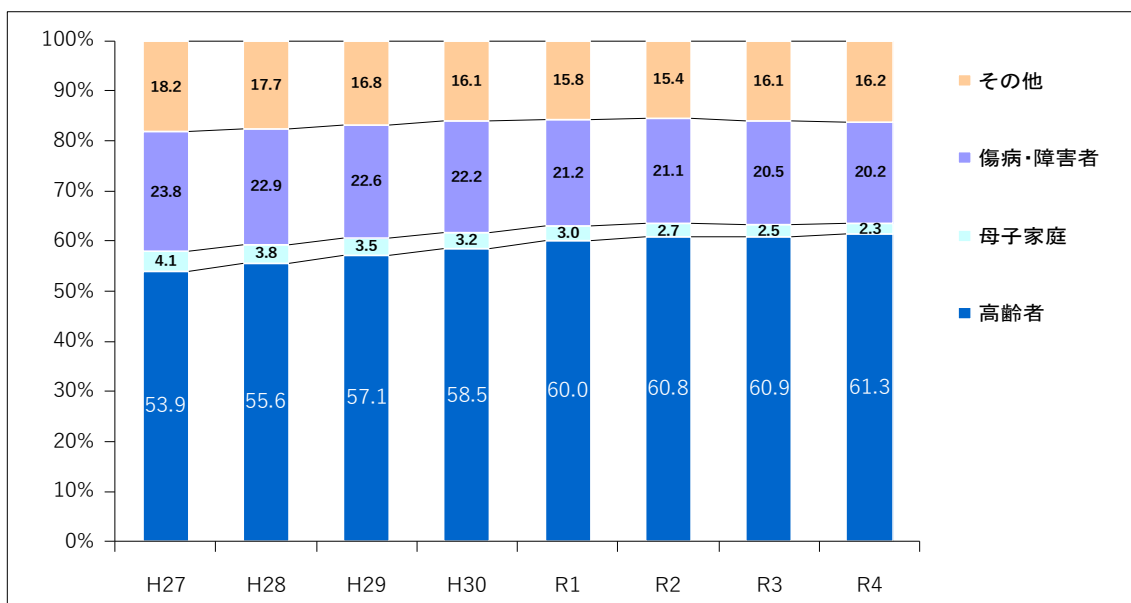
なお、世帯類型別に見ると高齢者世帯の割合が年々増加しており、令和4年度には61.3%を占めています。

【図14】被保護世帯及び人員の推移



出典：県地域・家庭福祉課調べ

【図15】世帯類型別世帯数の割合の推移



出典：県地域・家庭福祉課調べ

9 生活困窮者自立支援制度の利用状況

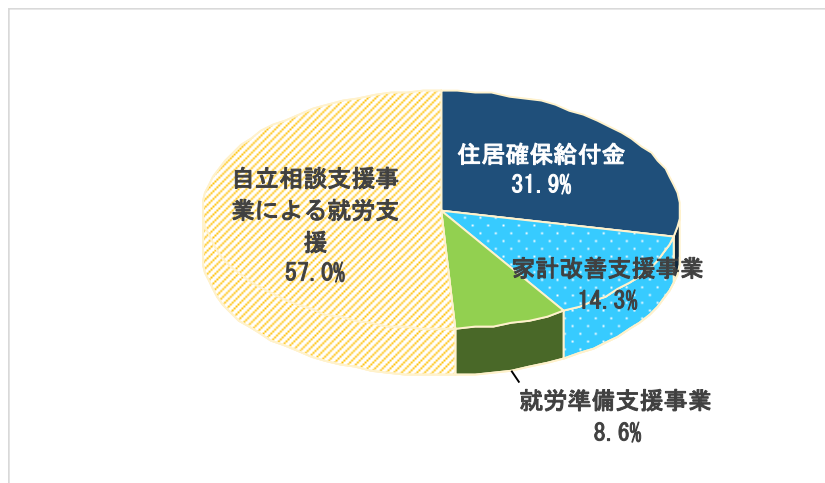
平成27年度から、生活全般にわたる困りごとの相談を受け付ける制度として、生活困窮者自立支援制度が開始されました。令和4年度相談件数は1,808件で、うち支援プラン作成件数は279件となっています。支援メニュー別では、自立相談支援事業による就労支援や家計相談支援事業の利用が多くなっています。

【表2】生活困窮者自立支援制度における相談状況

	相談件数	支援プラン作成件数	
		支援プラン作成件数	相談のみ
令和3年度	2,637	373	2,264
令和4年度	2,087	279	1,808

出典：県地域・家庭福祉課調べ

【図16】生活困窮者自立支援制度における支援メニューの利用状況（令和4年度）



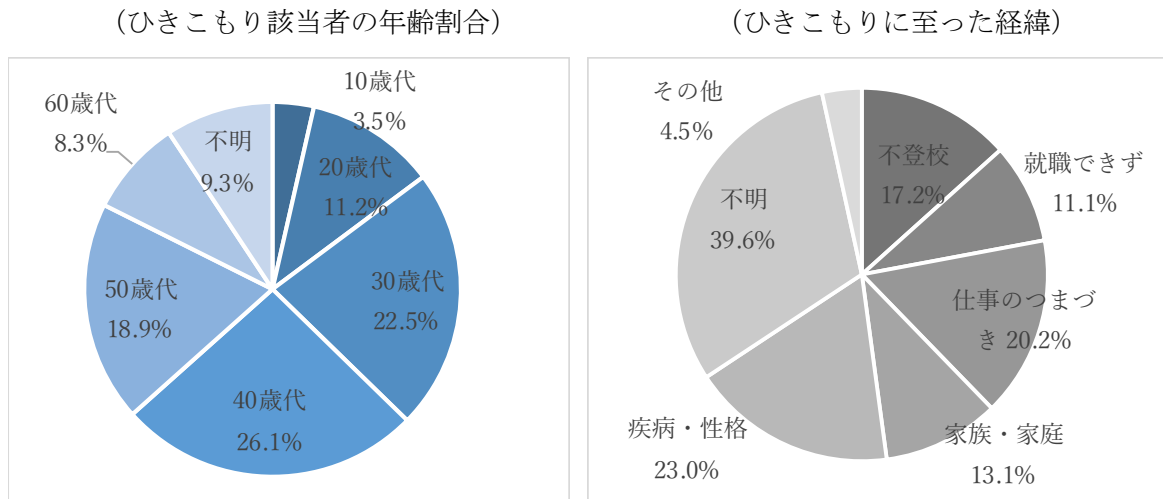
出典：県地域・家庭福祉課調べ

10 ひきこもり該当する方の状況

ひきこもりは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のことをいいます。年代別では、40歳代が26.1%で最も多く、40歳代から60歳代で半数を超えます。

ひきこもりに至った経緯は、4割が「不明」です。「疾病・性格」「仕事のつまづき」「不登校」の順で多く、約2割の該当者に複数の経緯がありました。

【図17】 ひきこもり該当者の年齢割合とひきこもりに至った経緯

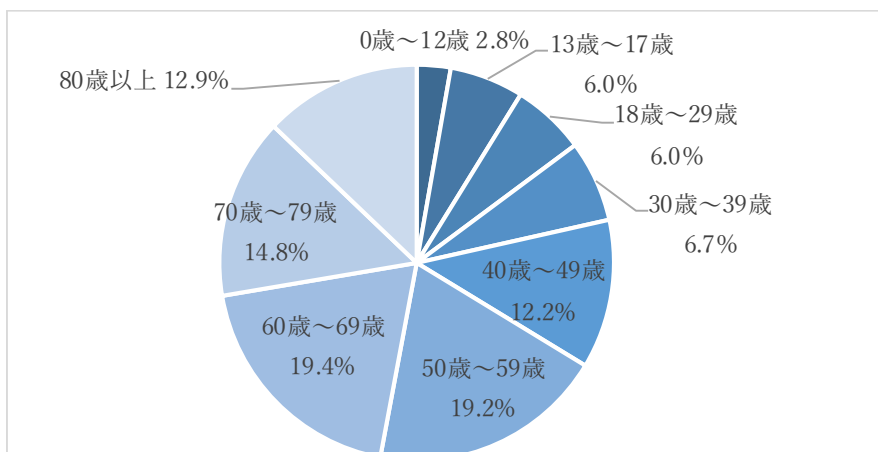


出典：秋田県障害福祉課調べ

11 ケアラーの年齢割合

ケアラーは、60歳以上で45%を超えており、40代から50代の働く世代でも30%を超えています。若い世代の「ヤングケアラー」も存在を確認しています。

【図18】 ケアラーの年齢割合（令和3年度）



出典：秋田県長寿社会課調べ

Ⅳ 地域福祉を支える人材等の状況

1 民生委員・児童委員の状況

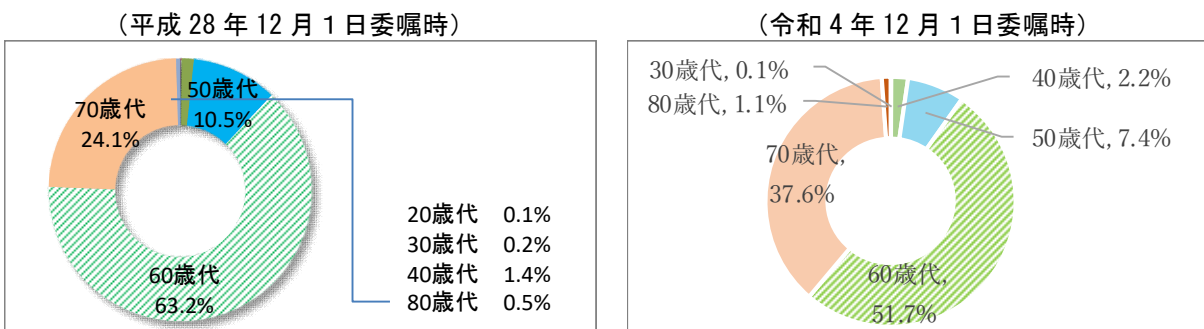
令和4年12月1日付けで改選が行われた各市町村の民生委員・児童委員は、令和6年2月現在19市町村で欠員が発生しており、人材確保が難しい状況となっています。

また、前回改選時（令和元年）より平均年齢が高くなっており、60～70歳代が9割近くを占めるなど高齢化が進んでいます。

【表3】民生委員・児童委員の充足率

	全県			全国
		秋田市	秋田市以外	
平成28年12月改選	96.0%	97.5%	95.6%	96.3%
令和元年12月改選	95.0%	94.5%	95.1%	95.2%
令和4年12月改選	92.6%	93.2%	92.4%	95.2%
令和6年2月現在	95.0%	93.0%	95.5%	—

【図19】民生委員・児童委員の年代別割合

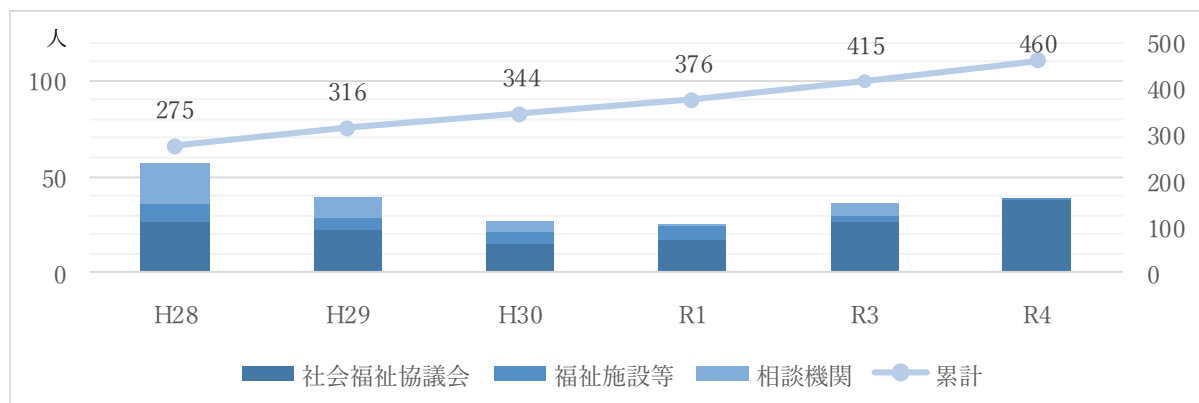


出典：県地域・家庭福祉課調べ

2 コミュニティソーシャルワーカーの養成

地域福祉のコーディネートの役割を担うコミュニティソーシャルワーカーは、令和4年度時点で460人が養成研修を修了しています。近年、福祉施設や相談機関等の職員の修了者が減少しています。

【図20】秋田県におけるコミュニティソーシャルワーカー養成研修修了者数の推移

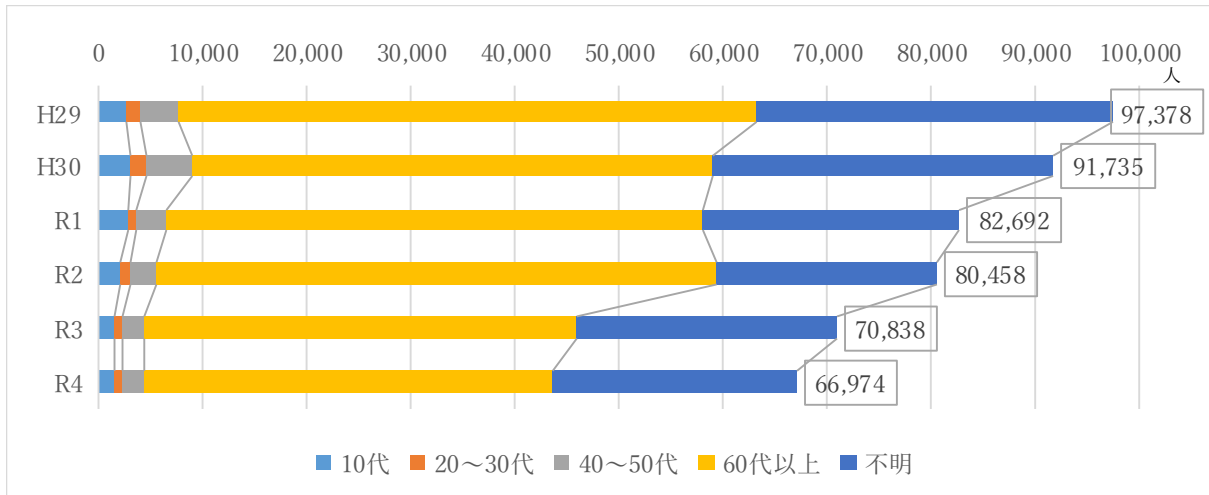


出典：（福）秋田県社会福祉協議会調べ

3 ボランティア活動の登録者数等の推移

市町村社会福祉協議会におけるボランティア活動の登録者数は、東日本大震災後の平成24年には10万人を超えていましたが、その後は急激に減少し、令和4年は約67,000人となっています。年代別では60代以上が過半数を占めており、50代以下の参加は少数にとどまっています。

【図21】市町村社会福祉協議会における年齢別ボランティア登録者数の推移

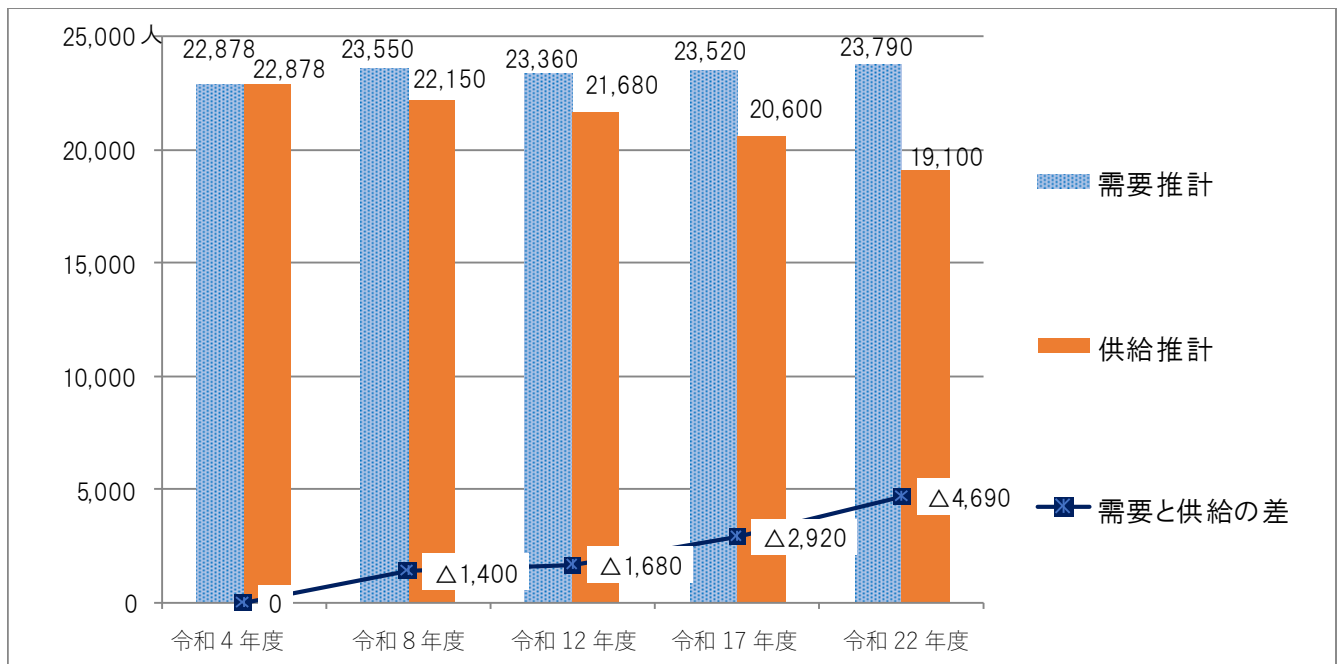


出典：(福) 秋田県社会福祉協議会調べ

4 介護人材の状況

介護人材については、慢性的な人材不足が続いています。今後も、介護人材の需要が増加する一方で、生産年齢人口は減少が見込まれており、介護職員が大幅に不足することが懸念されています。

【図22】秋田県における介護施設等の介護職員数

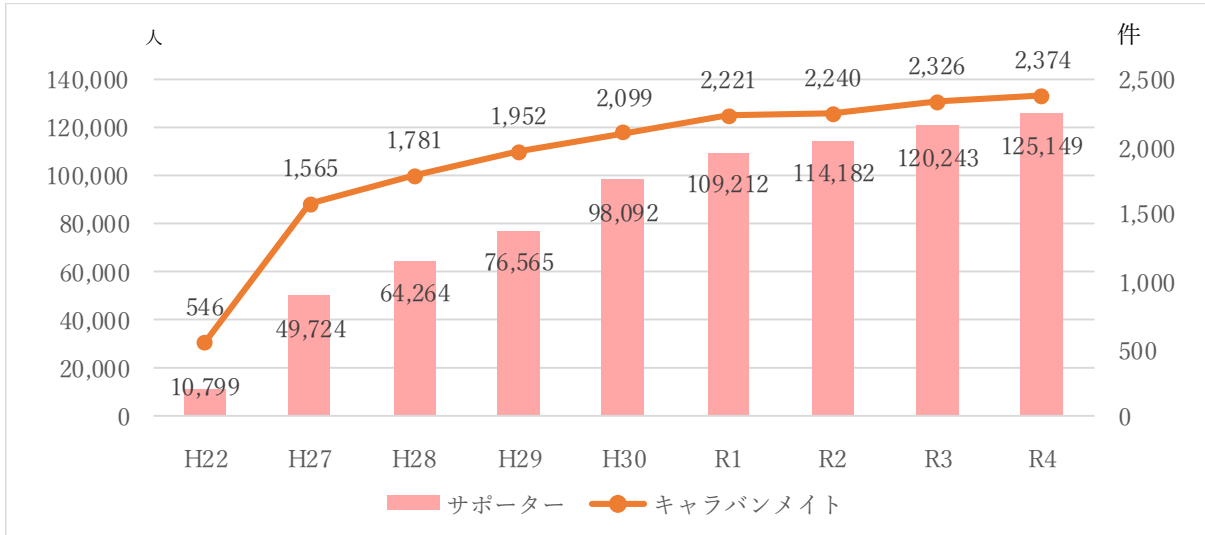


出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」に基づく県推計値

5 認知症サポーター・キャラバンメイト数の推移

認知症について正しく理解して認知症の人や家族を見守る認知症サポーターやサポーター養成の講師であるキャラバンメイトはともに着実に増加し、令和5年3月末時点では、約125,000人となっています。

【図23】秋田県における認知症サポーター・キャラバンメイト養成数の推移

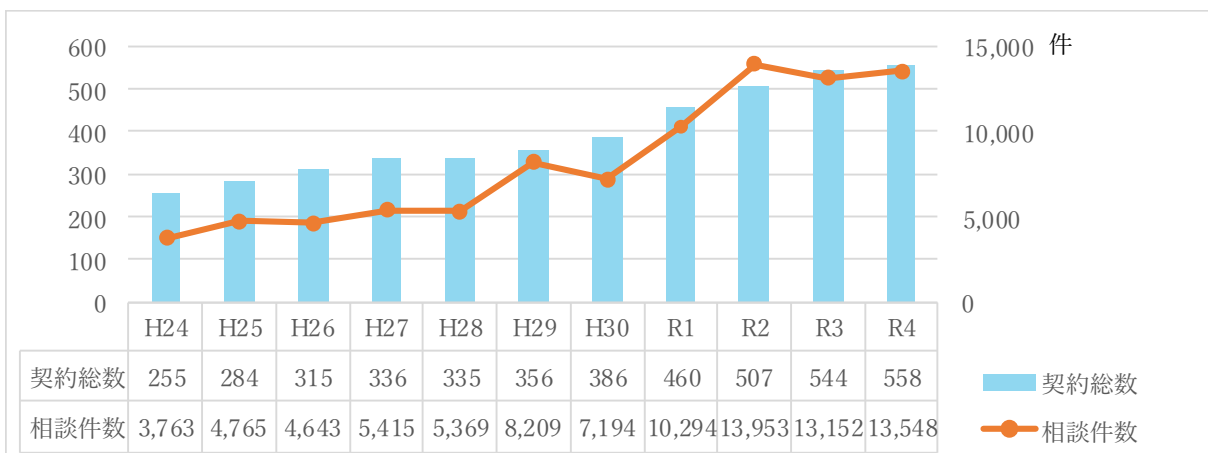


出典：県長寿社会課調べ

6 権利擁護サービス（日常生活自立支援事業）の利用状況の推移

支援が必要な待機者の解消を図るため平成29年度から全市町村社会福祉協議会に福祉生活サポートセンターを設置しています。相談件数は令和元年度以降、10,000件を超えており、ニーズが高まっています。

【図24】秋田県日常生活自立支援事業における契約者数及び相談件数の推移



出典：県地域・家庭福祉課調べ

7 成年後見制度の申立件数の推移

秋田県における成年後見制度の申立件数は、令和2年には市町村長申立てが40件を超えていますが、総数も増加しております。

【表4】成年後見制度の申立件数

	秋田県		全国	
	総数	うち市町村長申立て	総数	うち市区町村長申立て
令和元年	162	25	35,640	7,837
令和2年	180	41	36,858	8,822
令和3年	172	45	39,361	9,185
令和4年	177	45	39,570	9,229

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

出典：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

8 子ども食堂の状況

「子ども食堂」は、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂として、民間等で設置が進んでおります。秋田県内における子ども食堂は、30箇所となっております。「子ども食堂」は、食事の提供から、孤食の解消、食育、地域交流の場づくりなど、さまざまな活動を行い、ニーズも高まっております。

【表5】子ども食堂の設置数

	秋田県		全国	
	子ども食堂が1箇所以上ある小学校数	子ども食堂箇所数	子ども食堂が1箇所以上ある小学校数	子ども食堂箇所数
令和元年	-	11	-	3,718
令和2年	23	26	3,888	4,960
令和3年	17	25	4,355	6,014
令和4年	20	30	4,987	7,363

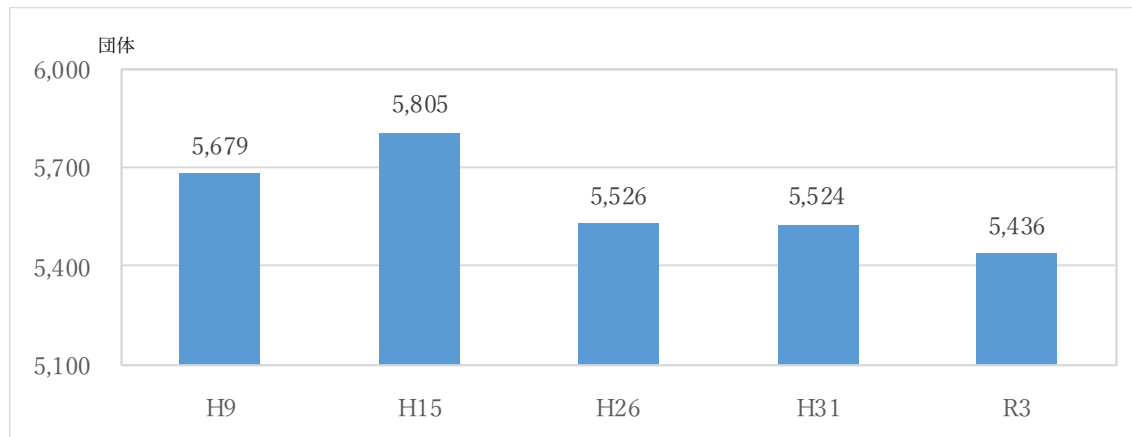
出典：県地域・家庭福祉課調べ、NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえ調べ

※令和3年に調査方法変更。

9 自治会等の状況

自治会・町内会は、地域コミュニティにおいて、防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど、中心的な役割を果たしていますが、加入率の低下、担い手不足等により活動の持続可能性が低下するとともに、変化する地域社会のニーズに対して応えられない可能性があります。

【図 25】秋田県の自治会等の総数の推移



出典：総務省「地域コミュニティに関する調査研究等」

V 市町村の取組状況

1 市町村地域福祉計画の策定状況

地域福祉計画を策定した市町村は25市町村中22市町村（令和4年4月1日）で、策定率は88.0%（市：100%、町村：75.0%）となっています。全国の策定率84.8%（市95.1%、町村75.7%）と比べて高い水準にあります。全市町村の策定には至っていません。

なお、厚生労働省の調査によると、未策定の理由として「策定のための人材やノウハウ等が不足」が82.8%と最も多く占めています。

また、都道府県における管内市町村の地域福祉計画の策定率については、21都道府県（44.7%）において、100%を達成しています。

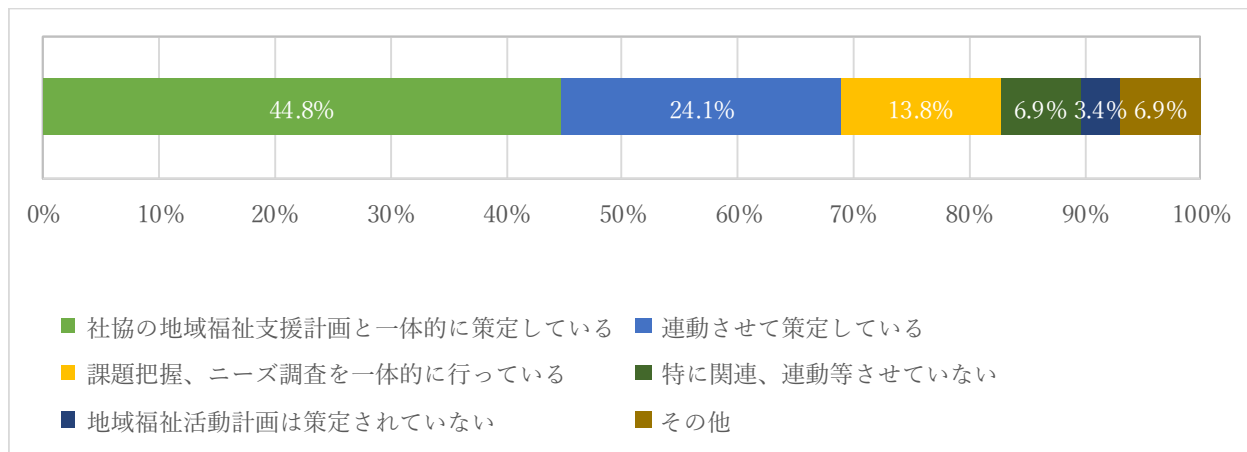
さらに、地域福祉推進の重要な役割を担っている市町村社会福祉協議会との連携状況については、計画の策定・改定に当たり、社会福祉協議会の地域活動推進計画との一体的策定や検討委員としての参画など、ともに連携を図っている市町村は85.7%に上っています。

【表6】秋田県における市町村地域福祉計画策定状況（令和4年4月1日）

	策定済み	策定予定	未策定	策定率	策定率 (全国)
市	13	-	-	100.0%	95.1%
町村	9	2	1	75.0%	75.7%
全県	22	2	1	88.0%	84.8%

出典：厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査」

【図26】地域福祉計画の策定・改定に関する市町村社会福祉協議会との連携状況



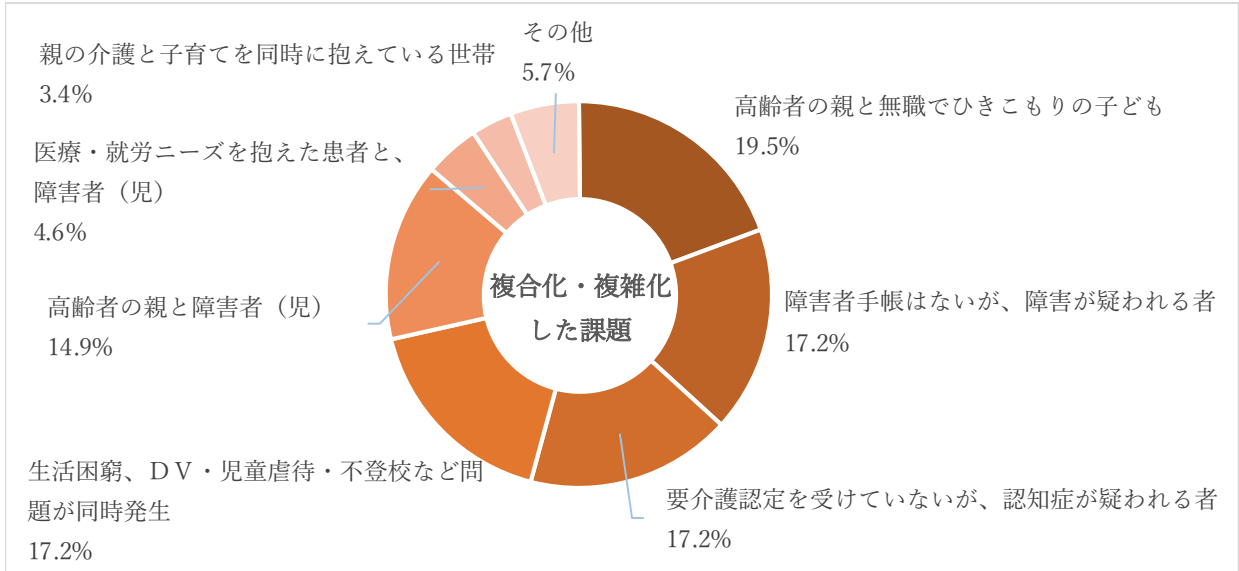
出典：県地域・家庭福祉課調べ

2 市町村における複合課題の内容

市町村において、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の対象者別にそれぞれの相談機関において、支援をおこなっております。

しかし、公的福祉サービスだけでは対応できないケースが増えております。

【図 27】個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題（複数回答）

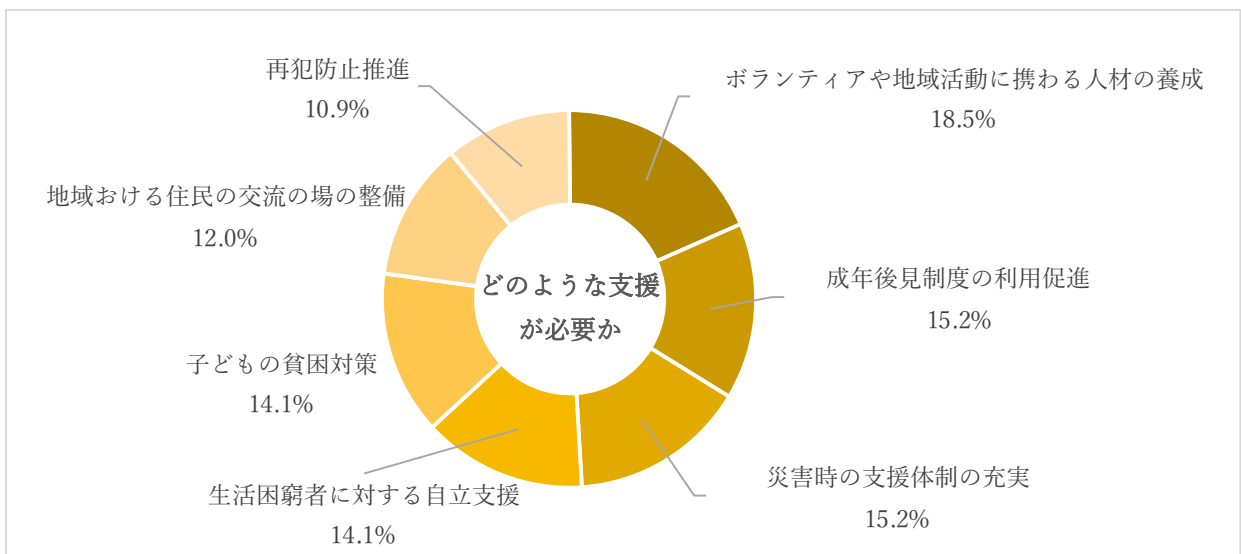


出典：秋田県地域・家庭福祉課調べ

3 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る取組

単独の市町村のみでは対応できず、複数の市町村による広域的な取組や県による支援が必要だと思われるものは次のとおりです。

【図 28】複数の市町村による広域的な取組や県による支援が必要だと思われるもの（複数回答）



出典：秋田県地域・家庭福祉課調べ

第3章 秋田県地域福祉支援計画(第2期)の進捗状況

計画の数値目標に係る評価（～令和4年度）

現行計画は、平成30年度から令和5年度までを計画期間とし、数値目標を掲げています。最終的な評価は、令和6年度に行う予定としていますが、昨年度までの実施状況については、次のとおりとなっています。

- ◎：目標を達成したもの ○：概ね目標を達成したもの
△：達成が遅れている または 策定時を下回っているもの

【Ⅰ 地域福祉を推進する体制づくり】

指標名	策定時 (平成29(2017) 年度)	目標 (令和5(2023) 年度末)	実績 (令和4(2022) 年度末)	進捗 状況
地域福祉計画策定市町村数	15	25	23	○

【Ⅱ 誰もが住みやすい地域づくり】

指標名	策定時 (平成29 (2017)年度)	目標 (令和5(2023) 年度末)	実績 (令和4(2022) 年度末)	進捗 状況
高齢者の社会参加※の割合	61.6%	68.0%	58.5%	△
多世代交流拠点等を設置している市町村数	15	25	25	○

※60歳以上で仕事や地域活動等（趣味や健康づくり、生涯学習を含む。）に参加している人の割合

【Ⅲ 地域福祉を支える人づくり】

指標名	策定時 (平成29(2017) 年度)	目標 (令和5(2023) 年度末)	実績 (令和4(2022) 年度末)	進捗 状況
民生委員・児童委員の活動をサポートする取組の実施市町村数	18	25	18	△
50歳代以下のボランティア参加者数	9,000人 (平成28年度)	10,800人	4,324人	△
介護施設等の介護職員数	20,891人	24,900人	22,878人 (令和4年度)	○

第4章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」との社会福祉法の規定を踏まえ、本県が目指す地域福祉の方向性を基本理念とします。

基本理念

ともに支え合い ともに創る 地域共生社会の実現

全ての県民が、世代や分野を超えてつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく 地域共生社会の実現

II 施策の基本的方向性

基本理念を目指し、4つの施策を基本的方向性として定め、地域福祉の推進を図ります。

I

地域福祉を推進する体制づくり

- 1 市町村の地域福祉計画策定等への支援等
- 2 包括的な支援体制の構築に向けた支援

II

ともに支え合う地域づくり

- 1 地域住民の参加による地域福祉の推進
- 2 誰もが安心して暮らせる社会づくりの支援
- 3 災害時における要配慮者等への支援

III

地域福祉を支える人づくり

- 1 福祉に対する理解と参加の促進
- 2 福祉人材の確保・育成・定着

IV

福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

- 1 生活困窮者自立支援の推進
- 2 権利擁護の推進
- 3 福祉サービスの質の向上

Ⅲ 地域福祉を推進する主体

住み慣れた地域で誰もが安心して、生きがいを持って暮らしていくためには、地域住民の参画が求められており、地域の資源や潜在的な力を活用して地域福祉の推進を図っていく必要があります。そのため、住民や市町村、社会福祉協議会、福祉関係団体、社会福祉法人、民間団体、NPO団体などの多様な主体の参画の下、それぞれが役割を担いながら協働で取り組んでいくことが期待されています。

1 市町村に期待される役割

○地域の福祉課題を把握した上で、地域福祉計画を策定し、関係団体等と協働した施策を計画的に推進することが期待されます。地域福祉計画の策定に当たっては、市町村社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と相互に連携を図ることが求められています。

○地域住民が主体となった地域における課題解決を試みる環境づくりや、地域包括支援センター等を中心とした地域の課題を包括的に受けとめる相談体制の構築など、地域共生社会の実現に向けた取組が必要とされます。

2 社会福祉協議会に期待される役割

○県社会福祉協議会は、社会福祉事業者の人材養成や、社会福祉事業経営者に対する指導・助言、福祉サービスの利用援助などを広域的な見地に立って実施するほか、地域資源の開拓や新たな取組の調査研究などにより、市町村社会福祉協議会の取組を支援する役割を担っています。

○市町村社会福祉協議会は、社会福祉法で位置付けられている地域福祉を推進する中心的な団体として、各種社会福祉事業の企画・実施や社会福祉活動への住民参加のための援助など、地域住民に密着した活動を安定的に継続して実施していくとともに、市町村の地域福祉計画と連携を図りながら、地域福祉活動計画を策定することが求められています。

3 福祉関係団体等に期待される役割

○社会福祉法人は、各種社会福祉事業や公益事業を実施していますが、平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されたことに伴い、各種地域課題等に対応していくなど、地域において更なる役割を担うことが求められています。

○福祉関係団体は専門的な知識を活かし、人材の養成や各種社会福祉活動へ参画し、地域福祉の充実に努めることが期待されているとともに、大規模災害発生時における広域支援に対する連携協力も求められます。

○福祉関係協議会等は、関係機関等の連携強化を図りながら、課題解決を円滑に進める取組が求められています。

4 民生委員・児童委員に期待される役割

○民生委員・児童委員は、それぞれの担当地区等において、住民の生活状態の把握や要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談等の住民の立場に立った援助を行うなど、地域と行政などの関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。地域課題の複雑化や高齢者世帯の増加等により、地域の状況に応じた様々な活動が期待されています。

5 NPO法人、ボランティア団体等に期待される役割

○地域福祉の担い手として、地域におけるニーズを把握し、それぞれの特長や能力、資源等を活かした活動が期待されています。

6 自治会、町内会等に期待される役割

○自治会、町内会等は、住民に最も身近な組織として住民同士が互いに支え合う意識を高め、市町村や社会福祉協議会等と連携しながら、地域の見守りや防犯・防災をはじめ、環境美化や健康づくりなど様々な地域活動に取り組むことが期待されています。

第5章 支援施策の展開

I 地域福祉を推進する体制づくり

- 市町村が地域福祉の推進に向けて実施する、地域福祉計画策定等への支援、包括的な相談支援体制の構築等の取組に対して、県が支援します。

1 市町村の地域福祉計画策定への支援等

(1) 施策の方向性

- 各市町村において、地域の課題やニーズを踏まえた地域福祉施策が実施されるよう、地域共生社会の実現に向けた国の方針や県地域福祉支援計画で目指す方向性等を示しながら、地域福祉計画の策定を促進します。

(2) 主な取組

①市町村地域福祉計画の策定（改定）支援

- 計画未策定の市町村や改定が必要な市町村に対して策定（改定）に向けた支援を行います。
 - 県地域福祉支援計画における地域福祉の基本的な推進方針等の周知
 - 市町村等のヒアリングを実施し、地域福祉計画の策定支援を行うとともに個々の実情に応じた助言・指導、先進事例の紹介
 - 市町村が策定する「地域福祉計画」、市町村社協が策定する「地域福祉活動計画」の連携の支援

②地域における福祉資源の情報提供

- 地域における福祉資源を活用するために、その情報収集を行い、情報発信します。
 - 地域における活動の情報収集、県民への周知
 - 他自治体の好事例のウェブサイト等での紹介
- 県民が容易に福祉に関する情報を入手することができるよう、積極的に情報発信します。
 - 県公式ウェブサイトや広報誌等における各種福祉相談窓口や支援制度等の情報の提供

2 包括的な支援体制の構築に向けた支援

(1) 施策の方向性

- 複雑化・複合化する課題を抱える人や、既存の制度に位置付けられていないが何らかの支援を必要とする人に対し必要な相談支援が実施できる包括的・重層的支援体制の整備を支援します。
- 多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、生活困窮をはじめ、高齢、障害、子ども等の福祉分野に限らず、医療、まちづくり等関係部局が相互に連携し、総合的な取組を推進します。
- 各地域において、住民や関係者から受け止めた相談について、適切な対応が図られるよう、包括的な相談支援体制のしくみの構築に向けて支援します。

(2) 主な取組

①包括的な相談支援体制の構築

- 市町村における包括的な支援体制の構築に向けた支援を行います。
 - 市町村における包括的な相談支援体制構築に向けた研修会の実施等、体制づくりに向けた支援
 - 市町村における「重層的支援体制整備事業」実施に向けた研修会の開催、アドバイザー派遣等、体制づくりに向けた支援

※包括的支援体制が整備された市町村とは、①、②、③のいずれかに該当する市町村とする。

- ①重層的支援体制整備事業実施市町村
- ②移行準備事業実施市町村
- ③市町村独自の体制整備として、総合相談窓口（ワンストップ型総合相談窓口）の設置、複合課題を調整する会議の設置など一定のルールに基づいて体制が整備されている市町村数



重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像

I 相談支援

**包括的な
相談支援の体制**

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

**I～IIIを通じ、
継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施**

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない、狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就業支援

生活困難者の就業体験に、経済的な困難状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

見守り等居住支援

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困難の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困難分野の相談・地域づくり

➔

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

出典：厚生労働省 ホームページより

②多様な主体の連携促進

- 8050問題、ひきこもり、ダブルケア、ケアラー等、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」にある課題等について、様々な分野の関係機関が連携・協働し、適切な支援へとつなげます。
 - 専門相談機関と地域における相談機関（民生委員・児童委員、生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人等）の重層的なネットワークの強化に向けた支援
 - 県の各種専門相談機関（子ども・女性・障害者相談センター等）の充実と複合的な課題への連携した対応
 - 各地域における医療・介護・福祉の連携促進に向けた、地域課題に応じた研修会等の実施
 - 広域的な調整が必要な場合における支援の実施

③地域住民等による見守り体制の維持・充実

- 地域住民等が連携して高齢者や障害者等の見守り活動の維持・充実を図ります。
 - 地域住民、福祉（協力）員、民生委員・児童委員等が連携して、高齢者や障害者等の見守り活動を行う小地域ネットワーク活動の推進
 - 民生委員・児童委員の担い手確保・活動充実に向けた支援
 - 地域の清掃活動や見守り活動、地域パトロール活動等の地域貢献活動の担い手となる老人クラブの活動充実に向けた支援
 - 地域において支援を要する住民の見守りや声かけ、地域の生活課題を発見して民生委員や社会福祉協議会等につなぐ役割を担う福祉員、福祉協力員等、福祉活動に参画する人材養成の支援
 - 地域課題やニーズの把握等率先して行い、支え合いのネットワークづくりを推進するリーダーの養成
 - 市町村における町内会（自治会）の活動持続に向けた担い手確保、町内会（自治会）とNPOや民生委員・児童委員、福祉員等との連携強化

④地域課題の解決体制の構築に向けた情報提供

- 地域の課題から解決に至るまでの仕組みづくりに関する好事例等の情報提供等を行います。
 - 「地域共生社会の実現」の意識の醸成を図るためのセミナーの開催
 - 地域資源の効果的な活用方法や具体的な活動に関する事例の情報提供
 - 他自治体の好事例のウェブサイト等での紹介（再掲）

II ともに支え合う地域づくり

- 誰もが住み慣れた地域で、安心して生活を送るために、福祉サービスの充実に加えて、地域住民自らが地域福祉を構成する一員として、住みやすい地域をつくる活動を支援します。

1 地域住民の参加による地域福祉の推進

(1) 施策の方向性

- 地域における社会福祉協議会、社会福祉法人、町内会（自治会）、老人クラブ、PTA、医療・福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等様々な団体による多様な活動に対する、地域住民等の参加を促進します。
- 地域住民や多様な主体が地域の様々な困りごとを自らの地域生活課題として捉え、地域の見守り、居場所づくりの支援等解決に向けたしくみをつくり、誰もが地域の中でともに支え合い・助け合いながら暮らす地域を目指します。
- 支援を必要とする人々が安心して生活するために、小学校区・中学校区または自治会・町内会といった小地域を単位としたコミュニティによる地域福祉活動を推進します。
- これまでは、支援を必要とする側として捉えられてきた高齢者や障害者等の持つ能力、知識や経験を活かして、自ら支え合い活動に参加するなど、全ての地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。

(2) 主な取組

①地域住民等の支え合い活動への参加推進

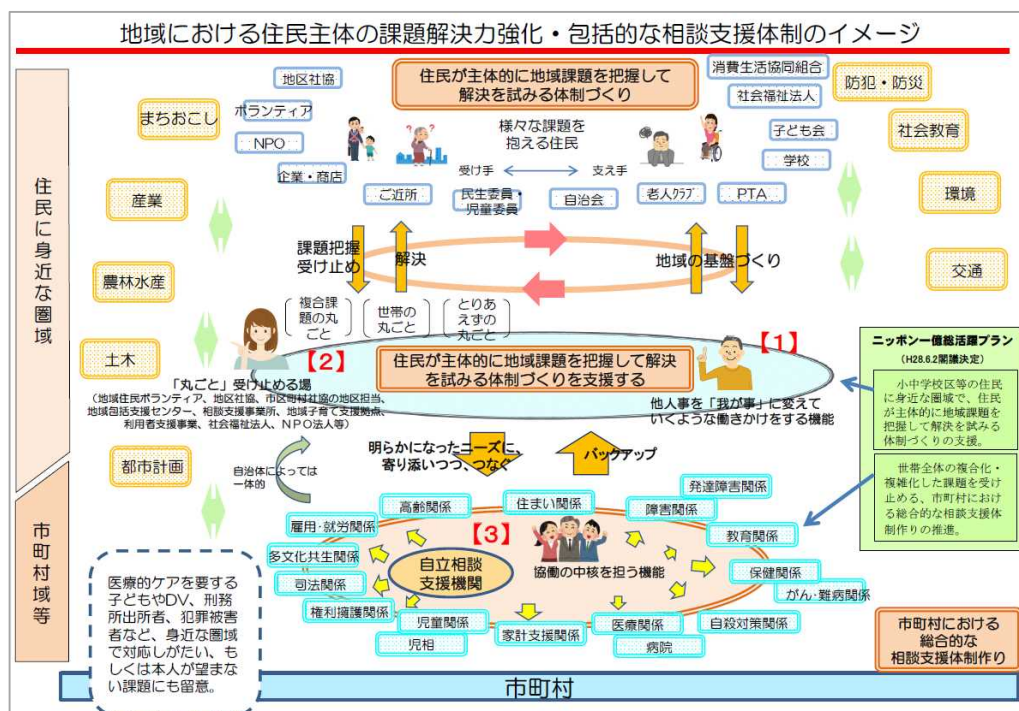
- 地域住民の地域福祉活動への関わりと参加を促進します。
 - 県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会やNPO法人等との連携による地域での支え合い活動の普及・拡大の推進
 - 市町村社会福祉協議会における研修や交流会による、あらゆる世代のボランティア活動の掘り起こしに対する支援
 - 民生委員・児童委員活動に対する県民への理解促進のため、広報の実施
 - 孤立防止に向けた民生委員・児童委員や地域住民等による高齢者等への声かけやイベント参加の働きかけ
 - 高齢者や障害者等が地域福祉活動の支え手として活躍できる仕組みの構築
 - 役割のある形で高齢者の社会参加を促進するため、市町村における「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の配置の促進
 - 買い物や生活交通、除雪、高齢者の見守り等、地域課題解決に向けた市町村との新たな協働の取組

②福祉コミュニティづくりの推進

- 地域における見守り・交流の場や居場所の確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進します。
 - 地域における福祉コミュニティづくり、居場所づくりの推進のため、NPO等の活動の支援
 - 高齢者、障害者や子育て中の親等の交流・情報共有を行える場づくりの促進
 - 高齢者通いの場、介護予防教室、認知症カフェ、いきいきサロンの推進
 - 家庭や学校以外に子どもたちを受け止めることができる、子ども食堂を含む地域における子どもの居場所づくりの支援
 - 公共施設、福祉施設、空き店舗等について、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点としての有効活用
 - 町内会（自治会）の集まり等、地域住民等が集う拠点づくりの支援

③地域づくりを行うNPO等に対する支援・連携

- 地域において、誰もが参加できる居場所づくり促進のため、NPO等の活動を支援します。
 - 重層的支援体制整備事業実施市町村において、地域づくり等を推進するNPO等に対する支援
 - 市民活動サポートセンターによるNPO法人の活動に関する各種相談対応や助成金の情報発信



出典：厚生労働省 ホームページより

2 誰もが安心して暮らせる社会づくりの支援

(1) 施策の方向性

- 高齢者や障害者、子どもなどすべての住民が地域で安心して生活できるよう、それぞれの分野の福祉サービスの充実を図ります。
- 複雑化・複合化する課題を抱える人や、既存の制度に位置付けられていないが何らかの支援を必要とする人に対し支援を推進します。

(2) 主な取組

① 高齢者に対する支援の充実

- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない医療・介護・福祉サービスを提供します。
 - 市町村における取組の進捗状況を評価する仕組みを活用した、地域特性に応じた地域包括ケアシステム構築
 - 地域の医療・介護機関相互の連携等による在宅医療・介護サービス提供体制の充実
 - 将来の需要を踏まえた福祉・介護サービスの確保と、介護する家族等に対する相談・支援体制の強化
- 認知症の人が尊厳と希望を持ち、認知症があっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう認知症に関する施策を推進します。
 - 認知症を正しく理解するための知識の普及・啓発
 - 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」の養成及び認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」の養成
 - 市町村が配置する「認知症地域支援推進員」の資質向上等に対する支援
 - 認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療提供体制の強化
 - 認知症になってからも住み慣れた地域で暮らし続けていくため、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組の推進
 - ひとり歩き高齢者を早期発見できる取組事例の紹介等、地域における見守り体制の構築
 - 成年後見制度の利用促進に係る各種研修会の開催等による、高齢者の権利擁護の推進



認知症サポーターステッカー：認知症サポーター、キャラバンメイトのいるお店、自宅等に貼ってPR



認知症サポーターカード：認知症サポーターの目印として身につけます。認知症の人に提示し、安心して声かけできるようにします。

②障害児・者に対する支援の充実

- 障害児・者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活・社会参加への支援を行います。
 - 障害のある人に対する県民の理解促進
 - 地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を行う基幹相談支援センターの設置の促進
 - 障害児・者の地域生活を支える人材（相談支援専門員、サービス管理責任者等）の養成
 - 秋田県医療的ケア児支援センターによる専門的な相談や関係機関との連携、調整等
 - 医療的ケア児及びその家族への支援の中心となるコーディネーターの養成
 - 発達障害児・者及びその家族に対する早期支援、切れ目のない支援等の取組の推進
 - 障害の重度化、障害者の高齢化等や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域生活支援拠点等の整備の促進
 - 障害者就業・生活支援センターによる、就労・生活の支援
 - 障害者就労支援事業所における工賃向上への支援
 - 障害者スポーツ大会や心いきいき芸術・文化祭等、障害児・者がいきいきとした生活を送るための社会参加支援の充実

③子ども・子育て支援の充実

- 市町村が地域の実情やニーズに応じ、子どもや子育て家庭への支援を行う事業に対し助成するなど、子育て支援体制の充実を図ります。
 - 妊産婦、子育て世帯、子どもに対し一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置推進
 - 病児保育、一時預かり等の多様な保育サービスの充実強化
 - 子育て支援の担い手となる子育て支援員の養成に向けた研修の実施
 - 地域の実情に応じて市町村が取り組む子ども・子育て支援事業の推進
 - 学校や家庭、放課後児童クラブ等、様々な場において貧困の状態にある子どもの把握及び適切な支援制度につなぐためのネットワーク形成強化・支援
 - 家庭や学校以外に子どもたちを受け止めることができる、子ども食堂を含む地域における子どもの居場所づくりの支援（再掲）
 - 放課後児童クラブに従事する職員を対象とした研修

◎子どもの居場所づくり等に取り組む支援団体の情報発信サイト



ボランティアやご寄付いただきたい方、子ども食堂などの支援活動を始めたい方からのお問い合わせ窓口



④生活困窮者等に対する支援の充実

- 自立相談支援機関を中心に関係機関が連携しながら、生活困窮者の様々な課題を受け止め支援を行います。
 - 効果的なアウトリーチの手法や適切な支援の検討・実施等の技術的な課題の解決に向けて研修会を開催し、支援員等が適切な支援を実施できるようスキルアップの支援
 - 「家計改善支援事業」、「就労準備支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」等の実施
 - 自立相談支援機関を中心に関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた伴走型の支援の実施
 - 生活困窮世帯の早期発見、支援制度の周知

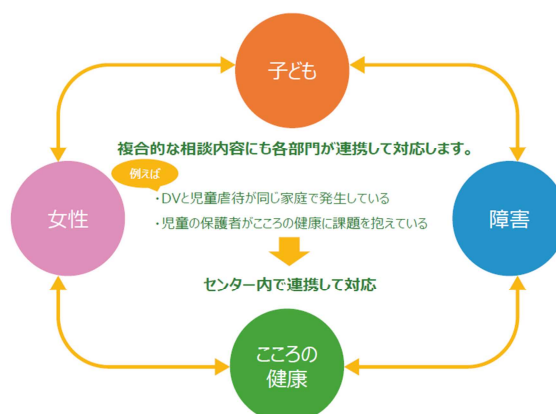
⑤困難女性等に対する支援の充実

- 生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性をめぐる課題は複雑化・多様化・複合化しており、安定的に日常生活や社会生活を営めるよう、個々の状況に応じた支援の体制強化を図ります。
 - 子育てや精神保健なども含めた複合的な課題に対し、子ども・女性・障害者相談センターがワンストップで相談対応を実施
 - 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に対応する県の基本計画を一体的に策定し、効果的な施策の実施に向け継続的に検証
 - 専門研修の受講やネットワーク会議の開催等による女性相談支援員（旧女性相談員）の資質向上
 - 行政機関と民間団体が、双方の強みを生かしながら、困難を抱える女性に対する支援を協働で実施

◎子ども・女性・障害者相談センター

子ども・女性・障害者に関することや、こころの健康の相談・支援機能を一体化した相談施設です。

それぞれの相談機関の専門性を保ちながら、子どもや女性、障害、こころの相談に関する複雑で多様な相談にも、柔軟に、また的確に対応します。



⑥ケアラー支援の推進

- 家族を介護する方を地域社会全体として支える取組を推進します。
 - ケアラー（ヤングケアラー含む）について県民への広報・意識啓発
 - 福祉、保健、医療、教育等、各分野における関係者への理解促進のための出前講座の実施
 - ケアラー（ヤングケアラー含む）からの相談・支援体制の構築のための支援及び周知
 - 県関係課の連携促進のための庁内会議の実施
 - 県関係課や市町村福祉部局、教育委員会の共通認識を深めるための研修会、セミナー等の実施
- ケアラー（ヤングケアラー含む）とその家族を一体的に支援します。
 - SNS相談及びオンラインつどいの場等、ケアラーが悩みを相談できる場の提供
 - 研修の実施によるケアラーを支援する専門職の資質向上
 - ケアラーの早期発見・把握、ケアラーからの相談対応、専門機関へのつなぎ（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、相談支援機関等）
 - 地域包括支援センター等、介護分野の支援者による連携した対応
 - 企業における介護離職防止に向けた取組への支援（介護休暇制度の周知・活用促進等）
- 特にヤングケアラーに対して、子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点から、学校等の教育機関、地域の関係機関等と連携して支援します。
 - 学校や家庭、放課後児童クラブ等様々な場における子どもの状況把握
 - 学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携によるヤングケアラーの早期発見に向けた学校等における相談体制の整備
 - 家庭や学校以外に子どもたちを受け止めることができる、子ども食堂を含む地域における子どもの居場所づくりの支援（再掲）
 - ヤングケアラーを適切な支援につなぐための関係機関による状況把握と情報共有などのネットワーク強化

ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除などの家事をしている。



家族に代わり、抱きさようごいの世話をしている。



障害や病気のある家族の世話をしている。



目を離せない家族の留守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など難病を抱える家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



こども家庭庁ヤングケアラー特設サイトより

⑦自殺予防対策の推進

- 心の健康づくりと自殺予防対策を推進します。
 - 民学官報連携による自殺予防の普及啓発や相談支援等の実施
 - 地域自殺対策センターによる支援市町村や民間団体における自殺予防の取組への支援
 - 職場や地域、学校における心の健康づくりへの支援、医療従事者や相談員等に対する研修の実施
 - 身近な人が発する自殺のサインに気づき、声をかけ、必要な支援へとつなぐ「心はればれゲートキーパー」の養成

⑧地域社会から孤立している人、配慮が必要な人への支援

- 一人暮らし高齢者、ひとり親家庭、ひきこもりの若者、ニート、介護等をきっかけに仕事を辞めた中高年等、地域や社会とのつながりを失い、孤独・孤立に悩む人に対して、相談支援を行います。
 - 県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会やNPO法人等との連携による地域での支え合い活動の普及・拡大の推進（再掲）
 - 地域における見守り・交流の場や居場所の確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりの推進
 - 孤立防止に向けた民生委員・児童委員や地域住民等による高齢者等への声かけやイベント参加の働きかけ（再掲）
- 特にひきこもりやニート等の状態にある本人や家族に対して、関係機関との連携強化を図りながら、相談支援を行います。
 - ひきこもり相談支援センターにおける相談対応や支援職員等の研修の実施するほか、ひきこもり支援の関係機関からなる連絡協議会の開催
 - ひきこもり状態にある人に対する就労体験機会の提供のための協力事業所（職親）拡大とマッチング強化
 - ニート等社会的自立に困難を抱える若者やその家族を身近な地域で支えるための居場所における支援体制の充実
 - ニート等社会的自立に困難を抱える若者の職業的自立の促進
- 希望する就職ができず不安定な仕事に就いている、無業やひきこもりの状態にあるなど、様々な課題に直面している方への支援を行います。
 - ハローワークや地域若者サポートステーションにおける職場定着への支援
 - ひきこもり相談支援センターにおける相談対応（再掲）
 - 自立相談支援機関を中心に関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた伴走型の支援の実施（再掲）

⑨再犯防止対策の推進

- 地域福祉の視点を踏まえた再犯防止対策を推進します。
 - 矯正施設退所者や被疑者・被告人等のうち高齢又は障害等を有している者への、地域生活定着支援センターによる、住居の確保や就労・福祉サービスへの取りつなぎ等の支援
 - 高齢・障害に関わらず、罪を繰り返してしまふ人やその家族の様々な悩みに関する相談をメールまたは電話で受け、必要に応じて福祉制度等につなぐ「再犯防止相談支援窓口」の設置

⑩バリアフリーの推進

- 高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安全・安心な社会生活を送ることができるよう、配慮したまちづくりを推進します。
 - すべての人が自由に行動し、安全で快適な生活を営むことができる住みよい社会の実現を図るためのバリアフリーに関する意識の醸成及びバリアフリー社会の形成
 - 障害のある方や高齢者等を含め、すべての人が利用しやすい公共施設の整備
 - 生活関連施設のバリアフリー整備に対して支援するとともに、バリアフリー条例に定める整備基準に適合する施設にバリアフリー適合証の交付
 - 「障害者等駐車区画利用制度」の普及啓発と制度利用の促進
- 障害への知識や理解を深めるために「心のバリアフリー」を推進します。
 - 「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及啓発
 - 障害のある人の自立意識の向上や生きがいの高揚、障害のある人に対する県民の理解促進
 - 障害のある児童生徒の地域貢献活動や地域行事への積極的な参加の促進
- 情報アクセシビリティの充実
 - 県広報誌における点字広報や声の広報の作成
 - テレビ広報番組等における手話通訳の実施、字幕の付与
 - 障害者のコミュニケーション支援のためのICT（情報通信技術）の活用



(駐車区画利用証)
 公共施設や商業施設などにおいて、障害者や要介護者や、妊産婦、けが人など、「障害者等用駐車区画」を利用する方に交付されております。



(ヘルプマーク)
 義足や人工関節を使用している方、心臓疾患などの内部障害の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせます。



(ヘルプカード)
 障害のある方が困ったときに支援を求めるためのもので、「支援が必要な人」と「支援できる人」を結ぶカードです。

特集：県の4つの相談機関が1つに！ 秋田県子ども・女性・障害者相談センター
 — 4月1日にオープンしました！

2023年06月29日 | コンテンツ番号 72162

PDF版はこちら [1963KB] の
 音声版はこちら [1682KB]

「音声版はこちら」

(以下、読み方が難しい語句や固有名詞の後に、読み仮名を記載している箇所があります。)

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」において、県広報誌の音声版の提供

3 災害時における要配慮者等への支援

(1) 施策の方向性

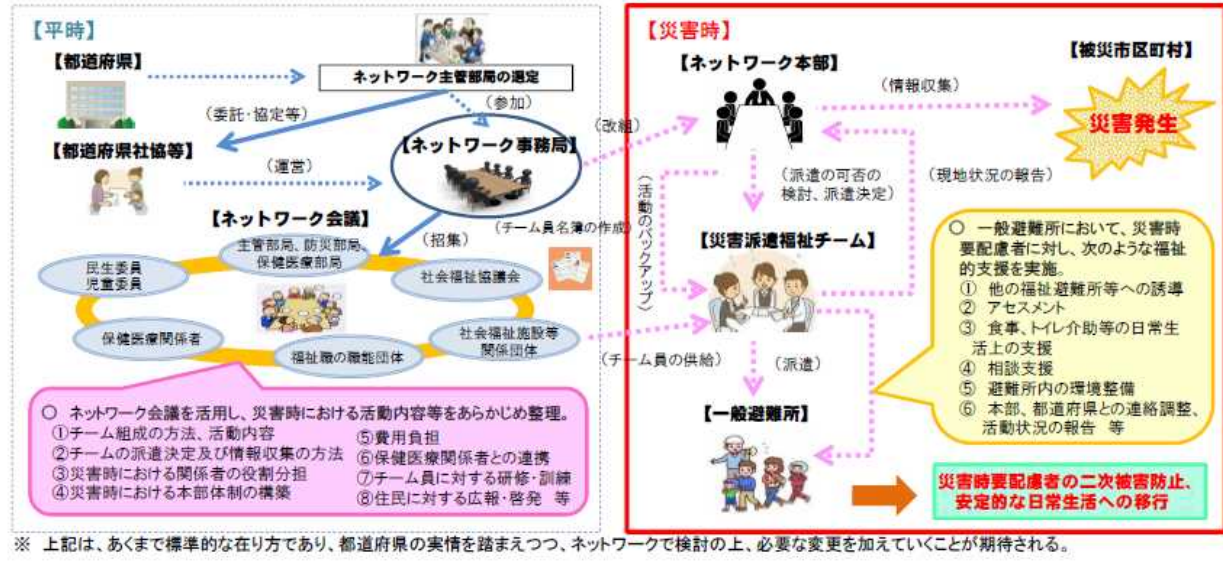
- 市町村が実施する高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者（要配慮者）への支援を実施します。
- 災害福祉広域支援体制の強化とともに中長期的な被災者支援や相談体制を整備します。
- 災害ボランティアセンターを担える人材の養成と確保を図ります。

(2) 主な取組

①災害時における要配慮者への支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が実施する高齢者、障害者、乳幼児等、特に配慮を要する者に対して支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成に向けた働きかけ ➢ 要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成や避難訓練の実施 ➢ 福祉避難所の指定や運営マニュアルの整備の促進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害福祉広域支援体制の強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害福祉広域支援ネットワーク協議会を開催 ➢ 平時からの県社会福祉協議会や関係機関との連携、災害派遣福祉チーム（DWA T）の組成及び実践的研修の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアセンターを担える人材の養成と確保を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害時に被災地に設置される災害ボランティアセンターにおけるボランティア活動をコーディネートする人材の養成及び運営に当たっての実践的研修の実施
②中長期的な支援体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中長期的な被災者支援や相談体制を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村における災害ケースマネジメント等、重層的支援体制の整備に向けた取組への支援

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。



出典：厚生労働省 ホームページより

◎秋田県総合防災訓練の様子



災害派遣福祉チーム（DWAT）の実践的研修として、一般避難所（小学校体育館）において、高齢者や乳児のいる家庭のケースを想定して、聞き取りや福祉避難所への搬送についての訓練

Ⅲ 地域福祉を支える人づくり

- 地域福祉活動への参加促進のための人材養成や、福祉の仕事に従事する人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

1 福祉に対する理解と参加の促進

(1) 施策の方向性

- 児童生徒が福祉について学ぶ機会を設け、地域の生活課題等に関して身近なことで考えられるよう、教育現場と連携しながら福祉意識の醸成を図ります。
- 地域住民に対する福祉活動の啓発として、市町村や関係団体と連携しながら、福祉活動に関する広報を行い、理解を促すとともに、身近な地域での活動への参加につなげます。また、社会福祉法人や民間団体等についても、関係機関等と連携しながら社会貢献活動への参加を促進します。

(2) 主な取組

①福祉教育の推進

- 教育現場において児童生徒に対する福祉教育を促進し、福祉の心の育成を図ります。
 - 小学生を対象とした福祉教育副読本の配布と活用の促進
 - 中学生とその保護者を対象とした福祉の仕事の正しく理解し、将来の職業の選択肢に結び付けることを目的としたパンフレットの配布と活用の促進

②ボランティア活動の促進

- 地域住民によるボランティア活動等を促進します。
 - ボランティア活動等に関する情報提供、研修機会の提供
 - 社会福祉法人や企業等による地域福祉活動への参加の促進
 - 市町村社会福祉協議会における研修や交流会による、あらゆる世代のボランティア活動の掘り起こしに対する支援（再掲）
 - 近隣住民によるゴミ出しや除雪等のボランティアの促進

◎福祉教育副読本「みんな大好き福祉のころ」



「思いやりのころ」「福祉のころ」の普及啓発を図るため、全ての小学3年生を対象に配布。ころのバリアフリーを推進する観点に加え福祉人材の確保を図るため、小学生から福祉の仕事に関して学ぶ機会を設けます。

(発行：秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課)

◎福祉のお仕事に関する啓発資料



介護ロボット、ICTの活用や福利厚生
の充実などをPR

(中学生用リーフレット)

中学生とその保護者に対して、福祉のお仕事を理解していただくため



(大学生・一般用パンフレット)

大学生・一般向けに福祉の仕事の魅力ややりがい、社会的な意義を伝え、福祉分野で活躍する人材の確保つなげるため

(発行：秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課)



2 福祉人材の確保・育成・定着

(1) 施策の方向性

- 福祉人材の確保・定着に向けて、人材マッチングの強化や「介護サービス事業所認証評価制度」の普及を図るとともに、高齢者等の多様な人材の福祉分野への就労を促進します。
- 地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターや包括的な相談支援等を行うコミュニティソーシャルワーカー等、地域福祉活動の中心となる人材の養成を図ります。

(2) 主な取組

①福祉人材の確保・育成

- 福祉・介護の仕事について、やりがい、大切さ、安定性や将来性等の魅力を伝え、福祉・介護の仕事への理解・関心を高め、人材確保につなげます。
 - 若い世代に対して、SNS等を利用した介護の魅力を伝える情報発信や、イメージ向上に向けた様々なメディア等による情報発信
 - 小学生や中学生等、進路選択する以前の段階から、介護業界に対する興味を持てるよう出前講座等の実施
 - 中学校へ訪問して、福祉の仕事の紹介者従事者からやりがいや魅力を伝え、将来の職業選択としての意識付けのため、福祉の仕事セミナーの実施
- 県福祉保健人材・研修センターにおける就労相談や職業紹介の充実を図り、福祉人材の確保を促進します。
 - 無料職業紹介相談の実施、福祉の就職フェアの開催
 - 秋田労働局や県関係各課等関係機関との連携による人材確保の推進
 - 福祉人材キャリア支援専門員を中心とした求人・求職者への支援、事業所と求職者のマッチング強化
- 介護・福祉の関係団体や事業者とともに、若者、高齢者や外国人等の多様な人材確保対策を推進します。
 - 中学校・高校の生徒等を対象とした職場体験事業の実施
 - 中学校・高校の生徒等を対象とした介護ロボット等の見学・体験会
 - 介護未経験の中高齢者や子育てが一段落した人等を対象とした入門的体験研修の実施
 - 潜在介護福祉士等の再就業の促進を支援する返還免除付き再就職準備金の貸付
 - 介護福祉士等の養成を支援する返還免除付き修学資金の貸付
 - 外国人介護人材の受入れに関する制度や手続き等を学習する事業所向けセミナーの開催等、介護施設における外国人労働者の受け入れ体制づくりの支援
 - 子育て支援の担い手となる子育て支援員の養成に向けた研修の実施（再掲）

- 事業者による職員の処遇改善や人材育成等に積極的な取組の見える化を図り、介護人材の確保を推進します。
 - 「介護サービス事業所認証評価制度」への参加促進に向けた情報発信
 - 上位認証評価制度の導入等による働きやすい職場環境の整備

②福祉人材の定着

- 早期離職の防止、労働環境・処遇改善により定着を支援します。
 - 「介護サービス事業所認証評価制度」の普及により、職員の処遇改善や人材育成等、積極的に取り組んでいる優良な事業所を増やし、労働環境の「見える化」を推進することによる介護人材の確保・育成・定着
 - 福祉人材キャリア支援専門員を中心とした新規就労者等の定着支援
 - 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する介護ロボット・ICT等の導入の支援

③福祉人材の資質向上

- 自らの専門分野における資質の向上、他の専門分野との連携等、多様な視点をもった人材を養成します。
 - 県福祉保健人材・研修センターにおける社会福祉事業等の従事者を対象とした各種キャリアアップ研修などの実施
 - 実務経験ルートでの資格取得を目指す方に対する介護福祉士実務者研修の受講費用の返還免除付き貸付の実施

◎中学校における福祉のしごとセミナーの様子



中学生の皆さんに将来の職業選択の一つとして、福祉の仕事について関心を持ってもらうために、福祉施設の若手職員等による福祉の仕事の魅力ややりがいを伝えるセミナーを開催

◎秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マークについて



深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、職員の処遇改善や人材育成等を積極的に実施する介護サービス事業者を、県が一定の基準に基づいて、評価・認証する「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」



◎秋田県福祉人材センター（福祉人材無料職業紹介所）について



社会福祉法に基づき、秋田県知事の指定を受けて秋田県社会福祉協議会に設置されている福祉分野の無料職業紹介所。

福祉の仕事をお探しの求職者と人材をお探しの求人事業所との橋渡し役として、県内全域を対象に職業紹介を実施。



④地域における福祉活動の人材養成

- 地域における福祉活動の中心的な役割を担う人材の育成を図ります。
 - 地域の課題やニーズの把握、支え合いのネットワークづくりを推進する生活支援コーディネーターの設置
 - 社会福祉協議会、地域包括支援センター等において包括的な相談支援等を行うコミュニティソーシャルワーカーの養成
 - 地域において支援を要する住民の見守りや声かけ、地域の生活課題を発見して民生委員や社会福祉協議会等につなぐ役割を担う福祉員、福祉協力員等、福祉活動に参画する人材養成の支援（再掲）
 - 災害時に被災地に設置される災害ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をコーディネートする人材の養成及び運営に当たっての実践的研修の実施（再掲）
- 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組の推進
 - 民生委員・児童委員の活動に対する県民への理解促進のための広報の実施（再掲）
 - 活動の担い手として期待される商工関係団体、退職・シニア世代等への周知
 - 新任委員の活動フォロー体制の整備（新任研修、ステップアップ研修、中堅研修等の実施）

◎秋田県民生児童委員協議会のホームページ



民生・児童委員の役割等についての紹介、民生・児童委員間の情報共有の場



IV 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

- 支援を必要としている人が、必要な福祉サービスを適切に利用できるようにするために、各種支援制度の充実を図ります。

1 生活困窮者自立支援の推進

(1) 施策の方向性

- 生活困窮者が抱える失業や自身の病気・けが、家族の問題等の多様で複合的な問題に対して、包括的な支援を実施します。

(2) 主な取組

① 伴走型の相談支援等の実施

- 自立相談支援機関を中心に関係機関が連携しながら、一人ひとりの状況に応じた伴走型の支援を実施します。
 - 専門の支援員によるきめ細かな相談支援の実施
 - 家計相談支援や子どもの学習支援、住居を失った離職者等に対する住居確保給付金の支給等の実施

② 支援制度の情報提供等

- 生活困窮世帯の早期発見に努めるとともに、支援制度の周知を図ります。
 - 生活困窮世帯を早期に発見するためのネットワーク活動、訪問活動の充実強化
 - 生活保護や生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等、支援制度の周知

◎生活困窮者自立支援制度について

生活にお困りの方に対して、悩みが深刻化・複雑化する前に、早期の相談支援を実施します。

生活困窮者自立支援制度

生活に困ってしまうことは、誰にでもあります。
一人で悩まず、問題が深刻化・複雑化する前に**早期の相談**を！

【対象となる方】
○失業が長くなり、所得が減少し、経済的に困窮の方
○自身の病気やケガ、家族の問題などで、経済的な悩みを抱えている方
○仕事を失っているがなかなか見つからない方 など

※あなたに相談をうかがう「支援員」は、生活困窮者自立支援法に基づき配置されており、相談支援について専門性を有する職員です。

相談から支援まで

【まずは相談】
・ご相談者の悩みを支援員がうかがいます。相談内容によっては、利用可能なサービスなどを紹介し、利用手続きのお手伝いをします。
・窓口に来られない方は、支援員が訪問して相談をおこないます。

↓

【支援プランを作成】
・支援の申込みがあった場合は、支援員がご相談者の抱えている問題を分析し、ご相談者の暮らしをうかがいながら最適な支援プランを作成します。
・支援プランは、関係する機関と連携して作成します。

↓

【自立に向けた活動】
・支援プランをもとに、ご相談者の課題がひとつずつ解決するように取り組めます。
・支援員は関係機関と連携をとり専門的助言を行います。また、必要に応じて支援プランの見直しを行い、課題が解決するまで支援を行います。

※自立相談機関及び支援員は個人情報保護法を遵守しますので、安心してご相談ください。

支援事業について

市町村によって実施している事業は異なりますので、最寄りの自立相談支援機関にお問い合わせください。

自立相談支援事業

・生活にお困りの方に対して、その他がより深刻になったり、複雑になったりする前に、早期の相談支援を実施します。専門知識を有する支援員が、ご相談者の状況を分析し、活用できる行政サービスなどを紹介します。
・支援の申込みがあった場合は、支援プランを作成し、自立した生活が可能になるまで、伴走型の支援を実施します。

住居確保給付金

・離職等により住居を失った方やおそれのある方に対して、安心して家探し活動ができるように、住宅費を支援します（給付金を受けるには一定の条件があります）。
※給付期間が標準的3ヶ月です。一定の条件を満たせば延長することができます（最長2年間で新規申請して支給を開始した方に限り最長12ヶ月まで延長可能）。
※お住まいの地域によって給付金の上限額が異なります。

家計改善支援事業

・家計費やキャッシュフロー表を活用して家計に関する課題を「見える化」し、家計収支の問題解決に向けた支援を行います。

学習・生活支援事業

【秋田県では、子どもの学習を支援するため、市町村に在住している中学生、高校生を対象に、学習支援の基礎学力を身に付けてもらうための支援事業を行っています。】
【例】学習支援員が「おぼたてくわく未来塾」を実施する市町村は対象外です。

◆事業名
【例】 学習支援員・学習支援員活用啓発・ひとり親世帯の子どもと高校生世代
【内容】 学習支援員・学習支援員活用啓発の普及啓発等
【科目】 三浦町・秋田町

就労準備支援事業

・ただちに一般就労が困難な方へ、生活リズムの改善や、就職活動を行うにあたり必要な知識の習得など、段階的な支援を行います。

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 電話018-860-1314

(秋田県健康福祉部
地域・家庭福祉課)



2 権利擁護の推進

(1) 施策の方向性

- 判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業の推進や成年後見制度の利用を促進します。
- 子ども、障害者、高齢者等に対する虐待の防止や対応強化のための体制の整備を図ります。
- 障害を理由とする差別の解消を地域社会全体に浸透させるための取組を促進します。

(2) 主な取組

①日常生活自立支援事業の充実

- 判断能力に不安のある高齢者や障害者に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。
 - 各市町村社会福祉協議会における自立生活支援専門員や生活支援員の確保、活動の充実に向けた取組への支援

②成年後見制度の利用促進等

- 市町村に対し、市民後見人の養成をはじめとする成年後見制度利用促進のための体制整備や、計画の策定に関する情報提供等を実施します。
 - 市町村が行う市民後見人の養成に対する助成
 - 県域・圏域ごとの協議会を通じた関係機関との連携強化や、小規模町村における広域的な体制整備についての検討
 - 研修等の開催による、市町村における支援体制の整備及び実務等の総合的な支援
- 未成年後見人を必要とする児童への対応
 - 施設や里親に措置中で、死別や親権停止の申し立て等により、親権者が不在になった児童に対する未成年後見人の選任

③子ども、障害者、高齢者の虐待防止

- 子ども、障害者、高齢者等の虐待防止に向けた相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。
 - 児童相談所、障害者権利擁護センター、地域包括支援センターにおける対応の強化
 - 要保護児童対策地域協議会や地域ケア会議等による関係機関の連携強化
 - 児童虐待等の理由により、家庭で生活できない児童に対する里親委託の推進

④障害を理由とする差別の解消の推進

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）や「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」、「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供が起こらないよう、取組を推進します。
 - 「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」による取組の推進
 - 「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及啓発（再掲）

◎障害を正しく理解するためのハンドブック

「障害を正しく理解するためのハンドブック」
～みんなが笑顔で暮らせる秋田へ～

「知ってる？障害のこと」
～みんなが笑顔で暮らすためにできること～



(一般用)



(小学生用)

(発行：秋田県健康福祉部障害福祉課)



3 福祉サービスの質の向上

(1) 施策の方向性

- 住み慣れた地域の中で安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上を図ります。

(2) 主な取組

①福祉サービス第三者評価の受審促進

- 第三者が公正かつ中立の立場で行う福祉サービス第三者評価事業の推進を図ります。
 - 福祉サービス第三者評価の実施・公表
 - 未受審の事業所への受審促進

②苦情処理システムの充実

- 運営適正化委員会による適切な苦情解決の促進を図ります。
 - 運営適正化委員会による苦情処理制度の周知
 - 福祉サービス提供事業者における苦情解決責任者等の対応技術の向上等、苦情処理システムの充実

③社会福祉法人間の連携促進・支援

- 社会福祉法人等の福祉サービス事業者間の連携・協働により、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を図る取組を促進します。
 - 複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置し、地域貢献のための協働事業の立ち上げ支援
 - 社会福祉法人等が個々の自主性を保ちながら連携し、地域共生社会の実現を目指す「社会福祉連携推進法人」の設立支援

第6章 秋田県地域福祉支援計画(第3期)の目標指標

計画の数値目標と進捗管理

計画に関する施策の進捗状況が明確になるように、次のとおり数値目標を設定し、計画の進捗管理を行います。

指標名	現状 (令和5(2023) 年度)	目標 (令和11(2029) 年度末)
【Ⅰ 地域福祉を推進する体制づくり】		
1 市町村の地域福祉計画策定への支援策等		
地域福祉計画策定市町村数	23	全市町村 25
2 包括的な支援体制の構築に向けた支援		
包括的支援体制が整備された市町村数 ※包括的支援体制が整備された市町村とは、①、②、③のいずれかに該当する市町村。 ①重層的支援体制整備事業 ②移行準備事業実施市町村 ③市町村独自の体制整備として、総合相談窓口（ワンストップ型総合相談窓口）の設置、複合課題を調整する会議の設置など一定のルールに基づいて体制が整備されている市町村数	13	全市町村 25
相談体制や支援の充実により、地域や社会から孤立することなく、安心して生活できる社会（県民意識調査）	5段階評価 2.62	5段階評価 3.0以上
【Ⅱ ともに支え合う地域づくり】		
1 地域住民の参加による地域福祉の推進		
県民の社会活動・地域活動への取組の頻度（ここ1年間に仕事以外の何らかの「社会活動・地域活動」（※）に取り組んだ県民の割合、県民意識調査） ※地域の公園の花壇の手入れ、庁内一斉清掃への参加、河川のごみ拾い、子育て支援、子ども会活動、まちづくりフェスティバル、祭り・伝統芸能の担い手、高齢者宅の除雪の手伝い 等	59.9	59.9以上

指標名	現状 (令和5(2023) 年度末)	目標 (令和11(2029) 年度末)
2 誰もが安心して暮らせる社会づくりの支援		
高齢者や障害のある方が、必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活している（県民意識調査）	5段階評価 2.71	5段階評価 3.0以上
障害福祉施設の入所者の地域生活への移行（施設入所者の地域生活移行者数）	7人/年 (令和4年度)	24人～25人/年
子どもの居場所づくり等に取り組む支援団体数（「あきた子ども応援ネットワーク」WEBサイト掲載団体数）	46団体 (令和5年12月)	70団体
子ども食堂等子どもの貧困対策を実施している民間団体等がある市町村数	15 (令和4年度)	全市町村 25
ケアラー支援を担う人材育成のための研修等参加者数（普及啓発セミナー、相談援助者研修等）	126人/年 (令和4年度)	300人/年
自殺死亡率の減少割合（平成27年比）	12.1% (令和4年)	39.3%以上 (令和11年)
3 災害時における要配慮者等への支援		
災害ボランティアコーディネーター養成研修修了者数（社会福祉協議会における現任者数、累計）	256人 (令和4年度)	300人
【Ⅲ 地域福祉を支える人づくり】		
1 福祉に対する理解と参加の促進		
県人口に占めるボランティアの割合	7.3% (令和4年度)	7.3%以上

指標名	現状 (令和5(2023) 年度末)	目標 (令和11(2029) 年度末)
2 福祉人材の確保・育成・定着		
福祉保健人材・研修センター登録求職者の採用人数	33人/年 (令和4年度)	100人/年
介護施設等の介護職員数	22,878人 (令和4年度)	23,360人 (令和12年度)
介護サービス事業所認証評価制度による認証事業者数(累計)	62 (令和4年度)	95
コミュニティソーシャルワーク実践者の養成数	16人/年 (令和5年12月)	20人/年
民生委員・児童委員の充足率	95.0% (令和6年2月)	100%
【IV 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり】		
1 生活困窮者自立支援の推進		
自立相談支援の新規の相談件数	2,087件 (令和4年度)	2,400件
2 権利擁護の推進		
里親等への委託率	23.4% (令和4年度)	40.0%
3 福祉サービスの質の向上		
苦情解決研修参加者数	260人/年 (令和4年度)	300人/年

※現状値は、令和5年度（2023）または、直近年度を記入したもの。令和5年度以外の数値の場合は、年度等を括弧書きで追記。

参考資料

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10 条の 2 に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 2 項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第 105 条の 45 第 2 項第 1 号に掲げる事業（注：地域包括支援センターが実施する総合相談・支援事業）
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業（注：区市町村が地域生活支援事業として実施する相談支援事業）
- 五 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業（注：区市町村が地域子ども・子育て支援事業として実施する利用者支援事業）

(包括的な支援体制の整備)

第 106 の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第 1 項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基

づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第 105 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第 105 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第 105 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業
 - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
 - 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
 - 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第 22 条第 2 項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第 105 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

- 4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

- 第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
 - 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第107条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

- 第106条の6 市町村は、支援関係機関、第106条の4第4項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者(第3項及び第4項において「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。
- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
 - 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
 - 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

○用語解説

あ行

○医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に、人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引等の医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であって高等学校等に在籍するもの）をいう。

○運営適正化委員会

福祉サービスに関する利用者からの苦情の適切な解決及び日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図ることにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、利用者の権利を擁護することを目的として、（福）秋田県社会福祉協議会に設置している委員会。

○NPO法人

NPOとは「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称で、NPO法人は「特定非営利活動促進法」に基づき設立された法人

か行

○介護サービス事業所認証評価制度

介護従事者の処遇改善や人材育成等に積極的に取り組んでいる事業者を県が認証する仕組みにより、質の高い介護人材の確保・育成や介護サービス事業所のレベルアップとイメージアップを図ることを目的とした制度

○介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じ、適切な介護サービスを利用できるよう介護サービス計画を作成し、市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う。介護支援専門員実務者研修受講試験に合格後、実務研修を修了し、都道府県知事に登録の申請を行うことで介護支援専門員として登録される。登録後、介護支援専門員証の交付を申請し、交付を受けた者が実務に従事することができる。

○介護保険事業支援計画

介護保険事業に係る市町村の保険給付の円滑な実施の支援に関して、都道府県が3年ごとに策定する計画。施設整備や人材確保等の広域的な調整を要する事柄について定めている。

○介護ロボット

ロボット技術（※）が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器のこと。

※情報を感知し（センサー系）、判断し（知能・制御系）、動作する（駆動系）という3つの要

素技術を有する、知能化した機械システム。

○矯正施設

犯罪や非行をした人たちを収容する施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院

○ケアラー → ヤングケアラー

一般に、高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。なお、現時点で法律上の定義はない。

○高齢者総合相談・生活支援センター（シルバー110番）

県が設置した、高齢者やその家族からの相談の総合窓口にあたる高齢者総合相談センターと、介護知識や技術の普及・啓発を目的とした介護実習・普及センターの機能を統合した相談支援機関

○こころのバリアフリー

不自由を抱える人に対する誤解や偏見を取り払うことで、年齢の違い、障害の有無、性別などに関わらず、すべての人がお互いを尊重すること。ともに支え合う社会づくりに欠かせない要素の一つ

○子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでを切れ目なく、ワンストップで相談に応じるとともに、手厚い支援を要する者には個別の支援プランを作成して継続的に支援するなど、関係機関と連携しながら子育て世代を包括的に支援する機関

○こども家庭センター

令和4年6月の改正児童福祉法により、市町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。

○子ども食堂

子どもが一人でも利用でき、地域の方たちが無料または少額で食事を提供する場所。「地域食堂」「みんな食堂」ともいう。

○子ども・女性・障害者相談センター

中央児童相談所、女性相談所、福祉相談センター、精神保健福祉センターの4施設を移設・統合し、令和5年4月1日に開所した相談施設。子どもや女性、身体・知的障害、こころの健康に関する専門的な相談機関としての業務のほか、それぞれの専門性を保ちながら、複合的な

相談内容には各部門が連携して対応する。

○子どもの貧困対策推進計画（秋田県子どもの貧困対策推進計画）

令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、全ての子どもが現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育ち、教育や進路選択の機会均等が保証され、一人一人が夢や希望を持つことができるよう、本県における子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、策定した計画

○個別避難計画

災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等（災害時避難行動用支援者）がどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画。令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となった。「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定し、国・地方公共団体において、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記した。

○コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援やそのような人々が暮らす生活環境の整備について、住民の組織化等による地域支援を統合的に展開する実践手法で、「コミュニティソーシャルワーカー」は、コミュニティソーシャルワークを実践する人

さ行

○災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組

○災害派遣福祉チーム → DWAT（ディーワット）

一定の研修を受けた者をチーム員として登録し、大規模災害発生時に4～6人程度でチームを編成し、避難所等において行政、医療、避難所運営者等と連携しながら、高齢者や障害者、乳幼児等要配慮者に対する支援を行う。

○災害福祉広域支援ネットワーク協議会

大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となって広域的な福祉支援ネットワークを構築することを目的に設置された。(会長：秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課長、事務局：秋田県社会福祉協議会)

○災害ボランティアコーディネーター

大規模災害時に被災地に設置される「災害ボランティアセンター」において、ボランティア活動をコーディネート（ニーズ把握、募集、受入、派遣等）する人材

○里親（さとおや）

家庭での養育に欠ける児童に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、児童の健全育成を図る制度。里親は、児童を一時的又は継続的に家庭に預かり、理解と熱意をもって養育することを希望する者で、知事が認定する。

養育の仕方により次の4種類がある。①養育里親：養育を目的とする里親、②親族里親：3親等内の児童を養育する里親、③専門里親：虐待等により心身に有害な影響を受け、個別に専門的な対応を要する児童を養育する里親、④養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親。

○市町村地域福祉計画

住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関等と協議の上目標を設定し、計画的に整備していくことをまとめた計画

○社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律

○社会福祉連携推進法人

社会福祉法人等により構成され、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組を行う法人として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。法人間連携の形態として、個々の自主的な連携及び合併・事業譲渡に対する中間的な位置付けとされる。社会福祉事業を行うことはできず、地域福祉支援業務等の社会福祉連携推進業務を行う。

○重層的支援体制

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施するために創設された事業の名称。

重層的支援体制整備事業は、令和2年6月公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」による社会福祉法の改正において創設され、令和3年4月に施行された。

○（県）障害者計画

障害者基本法の規定に基づく県の障害者施策全般に関する基本計画であるとともに、今後の障害者施策を総合的、計画的に進めるための基本指針

○障害者権利擁護センター

障害者虐待に係る通報または届出の受理、市町村が行う措置に関する調整、情報提供等を行うため、都道府県に設置された機関（本県は県障害福祉課に設置）

○障害者就業・生活支援センター

障害者が就業し、雇用を維持・継続することにより自立した生活ができるよう、雇用、保健福祉、教育などの関係機関が連携を図りながら、雇用と生活に関する支援を行う機関

○障害者等用駐車区画利用制度

障害者、難病患者、要介護者、妊産婦、けが人などで歩行が困難な人が、公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を利用する際に利用証を発行することで、障害者等が駐車しやすい環境整備を進める制度

○職親（しょくおや）

知的障害者福祉法に基づき、援護の実施者から委託を受け、知的障害者を預かるか、通わせて将来、独立自活ができるように職業上の指導を行う

○自立相談支援機関

生活困窮者等からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用あっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関

○生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援を実施することにより、自立の促進を図る制度。各福祉事務所を設置する自治体において実施されている。

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材

○生活福祉資金

在宅福祉増進のため、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるようにすることを目的とした貸付金。平成21年10月に抜本的な見直しが行われた。貸付金の種類は、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類。貸付利子は、保証人を立てた場合（保証人不要の貸付含む）は無利子。立てなかった場合は、1.5%（「不動産担保型生活資金」については、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率）

○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度

た行

○地域自殺対策推進センター

平成28年4月1日の自殺対策基本法の改正により、各都道府県及び政令市が、管内の市町村等において、地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう支援するために設置することとされた機関

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

○地域生活定着支援センター

刑務所等の矯正施設に収容されている人のうち、障害又は高齢のため、釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの、釈放後の行き場のない人等に対し、矯正施設収容中から、法務・福祉関係者等と連携し、円滑に福祉サービスを受けられるよう調整を行う機関で、都道府県が実施している。

○地域包括ケアシステム

地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者の日常生活圏域において、医療、介護、予防、住まい、見守り、配食・買い物などの生活支援、という5つの視点での取組が包括的、継続的に行われるサービス提供体制

○地域包括支援センター

地域包括ケアシステムを構築するための中核的組織であり、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設

○地域若者サポートステーション

厚生労働省と地方自治体が協働し、働くことに悩みを抱えるニート等の若者の職業的自立を目指し就労支援を行う機関。地域のNPO法人等が運営しており、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談や、協力企業への就労体験などによる多様な支援を実施している。

○ドメスティック・バイオレンス → DV

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はそのような関係にあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

な行

○日常生活自立支援事業

判断能力が低下した高齢者や障害者等の福祉サービスの手続きや日常の金銭管理等を支援する、社会福祉協議会が実施する事業

○ニート

15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人

○認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職等誰でも気軽に集える場。

○認知症疾患医療センター

認知症専門医療の提供と介護サービス事業者等との連携を担う中核機関として、都道府県及び指定都市から指定を受けた医療機関

○認知症サポーター・キャラバンメイト

認知症サポーターは認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学んだ人で、その認知症サポーターを養成する講座の講師役をキャラバンメイトという。

○認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続け、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うために、市町村ごとに地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症の人がその家族を支援する相談業務等を行う。

は行

○8050問題（はちまるごうまる・もんだい）

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと

○PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）

「Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。この一連の循環を繰り返すことで継続的に成長していくことがPDCAサイクルの目的。

○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態。または、仕事や学校に行かず、時々買い物などで外出することはあるが、6か月以上続けて家族以外の人との交流がない状態

○ひきこもり相談支援センター

ひきこもり状態にある本人や家族の相談に応じるひきこもりに特化した専門的な相談窓口としての機能を有する機関

○ひとり親

ひとり親とは、母子家庭の母及び父子家庭の父。寡婦とは、配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭として20歳未満の児童をふようしていたことのある人。ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。ひとり親家庭等自立促進計画において、ひとり親家庭等が家族形態の一類型として社会から尊重され、自立して安定した生活ができるよう支援することを目的としている。

○避難確保計画

平成29年「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、洪水浸水区域または土砂災害警戒区域内の、地域防災計画に記載された要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられた。

○避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。平成25年の災害対策基本法の一部改正により、市町村における避難行動要支援者名簿の作成が規定された。また、名簿の作成と併せて、具体的な避難方法等についての個別計画の策定も求められている。

○福祉協力員

町内会・自治会の中で地域福祉活動に協力する人で、市町村の社会福祉協議会が任命する。

○福祉避難所

災害時に、一次避難所では避難生活が困難な、高齢者や障害者、妊婦など、災害時に配慮が必

要な人たち（要配慮者）のために設置されるあらかじめ市町村が指定等をした避難施設

○福祉保健・人材研修センター（福祉人材センター）

社会福祉法の規定に基づき、各都道府県に設置されている社会福祉に関する人材の登録や職業紹介及び福祉業務に従事する職員の研修を行う機関で、本県では（福）秋田県社会福祉協議会が県から委託を受けて事業を行っている。

○ヘルプカード

障害のある方が困ったときに支援を求めるためのもので、「支援が必要な人」と「支援ができる人」を結ぶカード。

（例）コミュニケーションに障害がある方、発作や災害時等の緊急時に臨機応変に対応することが困難な方

○ヘルプマーク

外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。

（例）義足や人口関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など

○母子父子寡婦福祉資金

母子家庭等及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために、無利子又は低利子で貸付している修学資金、住宅資金等各種資金。

○ボランティアセンター（秋田県ボランティアセンター、市町村ボランティアセンター）

秋田県ボランティアセンターは、各市町村のボランティアセンターが十分に機能していくために、地域で活動の調整などを行うボランティアコーディネーターの養成、各ボランティア団体の研修や情報提供を行う機関。実施主体は秋田県社会福祉協議会。

市町村ボランティアセンターは、地域住民のボランティア活動に対する相談、登録、活動先の斡旋・仲介等ボランティア活動の環境づくりを進めながら、社会福祉施設や在宅の高齢者・障害者に対する活動を中心に多様なボランティア活動への支援を行う機関。実施主体は各市町村社会福祉協議会。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれた奉仕者で厚生労働大臣から委嘱される。それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を担っている。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。

や行

○ヤングケアラー ⇒ ケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。なお、現時点で法律上の定義はない。

○要介護（要支援）認定

市町村が高齢者等からの申請に基づき、その心身の状況を訪問調査するとともに、かかりつけ医（主治医）の意見を聴き、介護の必要の程度を認定する。介護保険の給付を受けるためには認定を受けることが必要。

秋田県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会委員名簿

任期：令和3年10月1日～令和6年9月30日

氏名	所属及び役職	委員区分
五十嵐 知規	秋田県医師会常任理事	審議会委員
石垣 正子	公募委員	〃
須田 広悦	秋田県社会福祉協議会常務理事	〃
高橋 謙一	日本赤十字秋田短期大学准教授	〃
藤原 幹子	秋田県民生児童委員協議会副会長	〃
若松 亜紀	秋田県児童館等連絡協議会	〃

(五十音順、敬称略)

秋田県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会臨時委員名簿

任期：令和5年6月29日～令和6年3月31日

氏名	所属及び役職	委員区分
飯塚 喜弘	秋田県老人福祉施設協議会理事	臨時委員
鈴木 信久	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長	〃
高橋 勉	美郷町福祉保健課課長	〃
丸屋 千幸	大館市福祉課課長	〃

(五十音順、敬称略)

第3期秋田県地域福祉支援計画

令和6年(2024)年3月

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
電話：018-860-1342
E-mail：chifuku@pref.akita.lg.jp
<http://www.pref.akita.lg.jp/>
